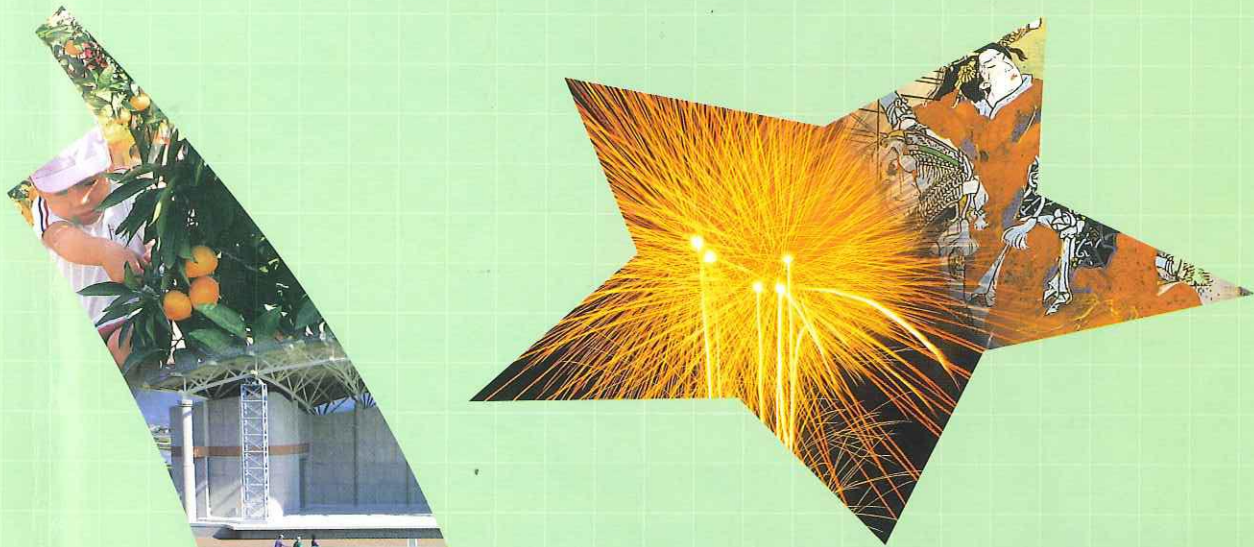


第1次
市南香
画計興振



美しい水と緑と風に包まれ
元気で豊かに光るまち



ごあいさつ



香南市長 仙頭 義寛

このたび、香南市では、平成19年度から10年間の新しいまちづくりの指針となる、「第一次香南市振興計画」を策定いたしました。

この計画は、香南5町村合併協議会において、新しいまちの速やかな一体化と、持続可能で魅力ある地域づくりを目的に策定された「香南5町村まちづくり計画」を基本に、新市の将来像である「美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち」を継承し、市民一人ひとりが日々のくらしのなかに幸せを実感できるまちづくりをめざしたものとなっております。

今後は、この計画に基づき、市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、安全で安心して暮らせる魅力的な香南市の実現をめざして全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力をいただきました香南市振興計画審議会委員をはじめ、ご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

基本構想

ごあいさつ	1
-------	---

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と目的	6
2. 計画の構成と期間	6
3. 各分野別計画との関係	7

第 2 章

時代認識	8
------	---

第 3 章

香南市の特性

1. 位置・面積	9
2. 地勢・気候・自然	10
3. 歴史・文化	10
4. 人口・世帯数	11
5. 産 業	12
6. 公 共 施 設	20
7. 住民の意識	21

第 4 章

主要指標の目標

1. 人 口	23
2. 世 帯 数	23
3. 就 業 者 数	23

第 5 章

将来像～めざすべきまちの姿～

1. 基本理念	24
2. 将 来 像	24

第 6 章

まちづくりの課題と基本目標

1. 環境と調和のとれたまちづくり	25
2. 産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり	26
3. いきいき健やか人に優しいまちづくり	28
4. 安心安全で快適なまちづくり	30
5. 豊かな心を育むひとづくり	32
6. 楽しくにぎやかに交流するまちづくり	34
7. 自律した協働のまちづくり	35

基本計画

第 1 章

環境と調和のとれたまちづくり	39
1. 海浜環境の保全と活用	40
2. 森林・里山環境の保全と活用	41
3. 河川環境の保全と活用	42
4. 循環型社会の推進	43

第 2 章

産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり	44
1. 農林業の振興	45
2. 水産業の振興	47
3. 商工業の振興	48
4. 観光のまちの育成	49
5. 雇用促進対策	50

第 3 章

いきいき健やか人に優しいまちづくり	51
1. 高齢者福祉の充実	52
2. 障害者福祉の充実	53
3. 子育て支援・環境の充実	54
4. 地域福祉の充実	55
5. 健康づくりの推進	56

第 4 章

安心安全で快適なまちづくり	57
1. 消防・防災の充実	58
2. 交通安全対策・防犯活動の推進	60
3. 道路の整備	61
4. 公共交通の充実	62
5. 都市景観・住環境の整備	63
6. 上・下水道の整備	64
7. 土地利用対策の推進	65
8. 情報通信ネットワークの充実	67

基本計画

第5章

豊かな心を育むひとづくり	68
1. 生きる力を育む就学前・学校教育の充実	69
2. 青少年健全育成の推進	71
3. 生涯学習の充実	72
4. 生涯スポーツの充実	73
5. 歴史・文化資源の継承と地域文化の育成	74
6. 人権尊重のまちづくりの推進	75
7. 男女共同参画社会への体制づくり	76

第6章

楽しくにぎやかに交流するまちづくり	77
1. にぎやかに交流するまちづくり	78
2. コミュニケーションの機会づくり	79
3. 地域間交流・国際交流の推進	80

第7章

自律した協働のまちづくり	81
1. 市民と行政の協働によるまちづくりの推進	82
2. コミュニティ活動の推進	83
3. 健全で行政財政効率の高いまちの運営	84

参考資料

諮問文・答申文	86
策定体制・策定経緯	87
あとがき	88

基

本

構

想

1 計画策定の趣旨と目的

香南市は、平成18年3月に赤岡町、香我美町、野市町、夜須町及び吉川村の5町村の合併により新市として誕生しました。

合併後、香南市が新市建設のマスタープランとしてきた「香南5町村まちづくり計画」は、合併前に実施した合併説明会や地域懇談会などでの意見やアンケートで得られた、住民の意向を反映するように、新市建設計画策定委員会において協議を重ねて、策定されたもので、新しいまちの速やかな一体化と、魅力あるまちづくりの方向を定めています。

このたび、地方自治法の規定により策定する「第1次香南市振興計画」は、この「まちづくり計画」の内容とその根拠となっている住民の課題認識や意向を基本として、これからの香南市に必要な政策・施策を明確にするものです。

また、同時に今後さらに厳しさを増す地方行財政を取り巻く現状を踏まえ、持続可能な市政運営を実現していくためのまちづくりの指針となるものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、基本構想及び基本計画で構成されます。

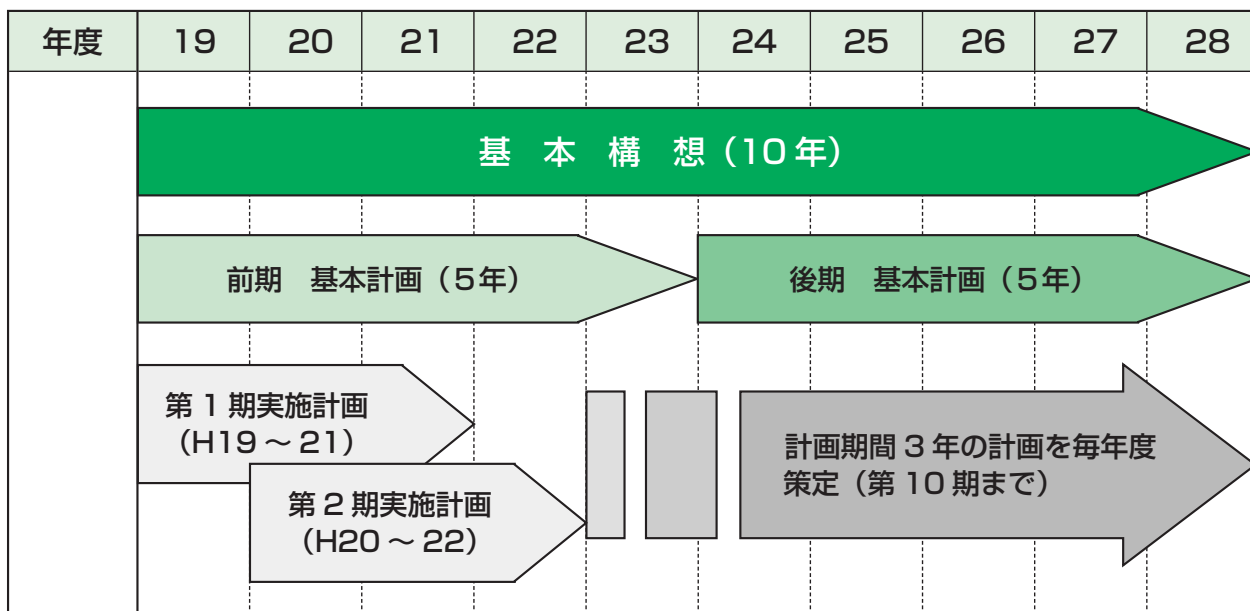
基本構想は、中長期的な展望を踏まえるとともに広域的な整合性も視野に入れ、香南市の「まちづくりの基本理念」、「将来像」及び「まちづくりの基本目標」などを定めるもので、期間は、平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする10か年とします。

基本計画は、基本構想で示された「将来像」及び「まちづくりの基本目標」などの実現を図るための施策を体系的に示すとともに、その内容を明らかにした市政の基本的な計画であり、計画期間を前期及び後期に分け、前期の期間は、平成19年度から平成23年度までの5か年とします。

基本計画に定められた施策を具体的な事業で示し、その内容を明らかにする実施計画は、施策の進捗状況や財政状況、国や県の施策の動向などを総合的に勘案しながら各年度の事業計画として、向こう3年間を見越して毎年度策定するものです。

第1章 | 計画策定にあたって

●振興計画の計画期間



③ 各分野別計画との関係

現在、市政の各分野においても、それぞれの行政課題に応じて、めざすべき方向や事業体系を示し事業の計画的な実施を図るため、基本方針や基本計画など各種の個別計画を策定しています。

これらは、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、その期間や表現などはさまざまですが、振興計画の各分野における内容を補完し具体化していくものとして位置づけ、緊密な調整を図ることとします。

現代社会では、地球規模のものから、生活に身近なものまで、さまざまな環境問題の顕在化や自然への回帰など、環境に対する関心の高まりを背景に、自然との共生や環境への負荷の少ない、循環型社会の実現をめざす機運が高まっています。

いま日本の経済は成熟期を迎え、社会は成長の時代から持続的発展の時代へ移行したといわれています。人々の価値観は、経済性や効率性からゆとりや生きがいへと変わり、ボランティア活動などの社会的な活動に参加しようとする人や、自己啓発や趣味などに力点を置きたいと考える人が増加する傾向にあります。

社会・経済状況の変化に伴って、子どもの数が減少する一方、高齢化が確実に進行しています。こうした人口構成の変化は、産業構造や雇用システム、年金・医療などの社会保障制度に影響を及ぼし、これに対応する社会システムの確立が急がれています。

コンピューターや情報通信の発達を背景に、いつでも簡単に多くの情報を得ることが可能となりましたが、一方で、それらを利用する技術や機会を持たない人との情報格差の拡大や無秩序な情報の氾濫による負の影響に対する懸念が生じています。

全国各地で震災や水害など、大規模な自然災害が相次いでおり、地域の防災対策の強化と子どもや高齢者などを対象とした犯罪の防止や食の安全の確保など、日常生活を送るうえでの安全対策についても住民の関心が高まっています。

国・県・市町村の役割分担を明確にし、住民に身近な行政を最も身近な地方公共団体で扱うことを基本とした地方分権改革が進められています。

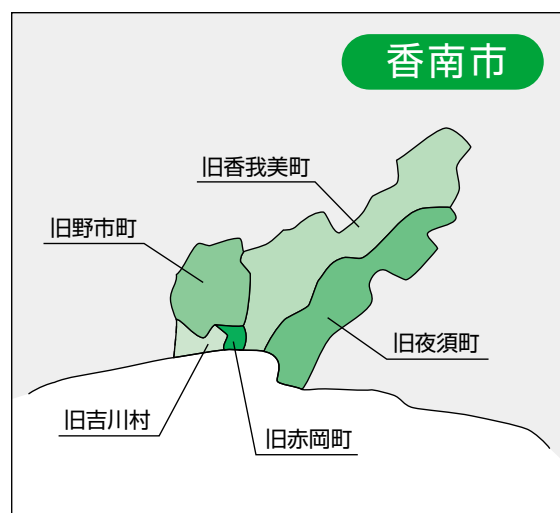
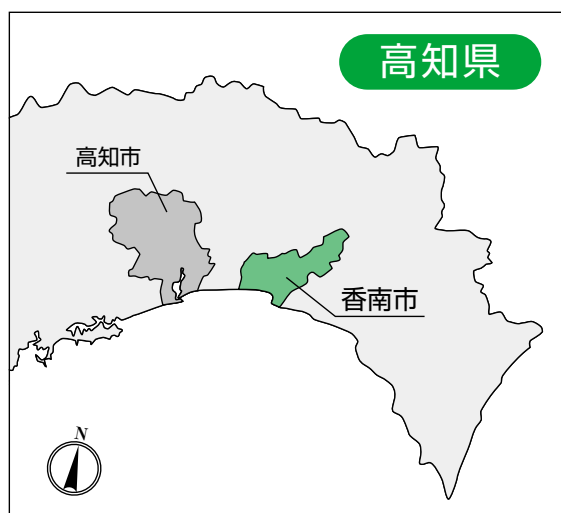
また、地方の財政運営はますます厳しくなるものと見込まれています。こうしたことから地方公共団体においては、行財政運営のさらなる効率化を進めるとともに、行政と住民の協働に基づく地域の自律が求められる時代となっています。

1 位置・面積

香南市は、県都高知市の東部約20～30kmに位置し、東西約20km、南北約15kmの広さを持つ面積約126km²のまちです。

平成14年7月には土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線が開業し、さらに一般国道55号南国安芸道路の整備など、将来的に広域交通網の強化が期待できる地域です。

●位 置



●面 積

単位（面積：km² 構成比：％）

	総面積	農用地	森 林	原 野	水面・河川・水路	道 路	宅 地	その他
赤 岡 地 区	1.64	0.31	0.02	－	0.07	0.24	0.60	0.40
香我美地区	58.66	7.42	39.73	－	1.19	1.58	1.45	7.29
野 市 地 区	22.90	8.21	4.32	－	3.58	1.73	2.64	2.42
夜 須 地 区	39.04	2.63	28.23	－	0.32	1.08	0.89	5.89
吉 川 地 区	4.25	1.44	0.06	－	0.65	0.40	0.44	1.26
香南市全体	126.49	20.01	72.36	－	5.81	5.03	6.02	17.26
構 成 比	100.0	15.8	57.1	－	4.6	4.0	4.8	13.7

資料：土地利用現況把握調査（平成17年高知県土地対策課）及び全国都道府県市区町村別面積調（平成19年国土地理院）をもとに作成

2 地勢・気候・自然

香南市の南部地域は太平洋に面する海岸と肥よくな平野が東西に広がり、中部地域には低山が連なる中に自然豊かな里山環境があります。また、北部地域は標高約300～600mの四国山地の一部を構成する山林を有しています。

気候は、南海型の気候区分に属し、温暖な気候に加え、年間降水量は県下でも少ない地域となっています。このため、古くから野菜の早出し栽培に取り組み、ハウス栽培を中心とした野菜園芸が発展してきました。

龍河洞県立自然公園などの緑豊かな森林環境と手結住吉県立自然公園などの変化に富む海岸、多様な自然環境に恵まれています。

3 歴史・文化

香南市では、古代から中世にかけて荘園化が進み、近世では、野中兼山により野市では新田開発がなされ農業が発展してきました。

近世以降、赤岡では交通の要衝として、商業が栄え、近年まで周辺地域の産業・交易の中心地としてにぎわいました。

先人たちが培ってきた歴史・文化は、現在も脈々と受け継がれており、多数の史跡・建造物などの文化財が国・県の指定を受けて保護されています。また、絵師・金蔵の作品が並ぶ絵金祭り、手結盆踊りなどは特色のある伝統行事として親しまれ、県内外から多くの人が訪れるイベントに発展しています。

●国・県指定文化財

	種 別	香我美地区	野市地区	夜須地区
国指定 (登録)	天然記念物	天神の大杉		
	史跡・建造物	安岡家住宅		
	工芸・絵画・ 古文書など	木造十一面観音立像	木造大日如来坐像	
		木造大日如来坐像(金剛界)	木造聖観音立像	
県指定	史跡・建造物	木造大日如来坐像(胎蔵界)	兎田八幡宮の絵画銅剣	
			紀夏井邸跡	
	工芸・絵画・ 古文書など		宝鏡寺(香宗我部菩提寺)跡	
		刀 銘豊永虎左行秀	太刀 銘筑州住左行灯秀	刀 銘左行秀(花押)
		木造地藏菩薩坐像		長谷寺梵鐘
		山川阿弥陀堂の地藏板碑		木造薬師如来坐像
		日本刀 銘於東武土州住左行秀		
その 他		山北の棒踊り		手結のつんつく踊り
		若一王子宮獅子舞		手結盆踊り

4 人口・世帯数

平成17年の国勢調査によると、香南市の人口は33,541人となっています。

人口・世帯数の推移は、増加傾向にあり、平成12年と平成17年を比較すると、人口で2.7%の増加、世帯数で6.8%の増加となっています。

また、平成17年の年齢別人口は、昭和60年(20年前)に比べて、0～14歳人口は20.3%の減少、一方で65歳以上人口は68.0%の増加となっており、少子高齢化が進行しています。

●人口・世帯数

単位（人口：人 世帯数：戸）

		赤岡地区	香我美地区	野市地区	夜須地区	吉川地区	香南市全体
人 口	平成 17 年	3,324	6,288	17,759	4,132	2,038	33,541
	平成 12 年	3,388	6,363	16,595	4,281	2,032	32,659
世帯数	平成 17 年	1,395	2,165	6,540	1,597	847	12,544
	平成 12 年	1,342	2,176	5,831	1,547	852	11,748

資料：国勢調査

●人口の推移

単位：人

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
赤 岡 地 区	4,052	4,072	3,722	3,599	3,388	3,324
香我美地区	5,872	6,068	6,126	6,227	6,363	6,288
野 市 地 区	11,483	13,086	13,965	15,102	16,595	17,759
夜 須 地 区	4,879	4,833	4,742	4,458	4,281	4,132
吉 川 地 区	2,207	2,213	2,109	2,095	2,032	2,038
香南市全体	28,493	30,272	30,664	31,481	32,659	33,541

資料：国勢調査

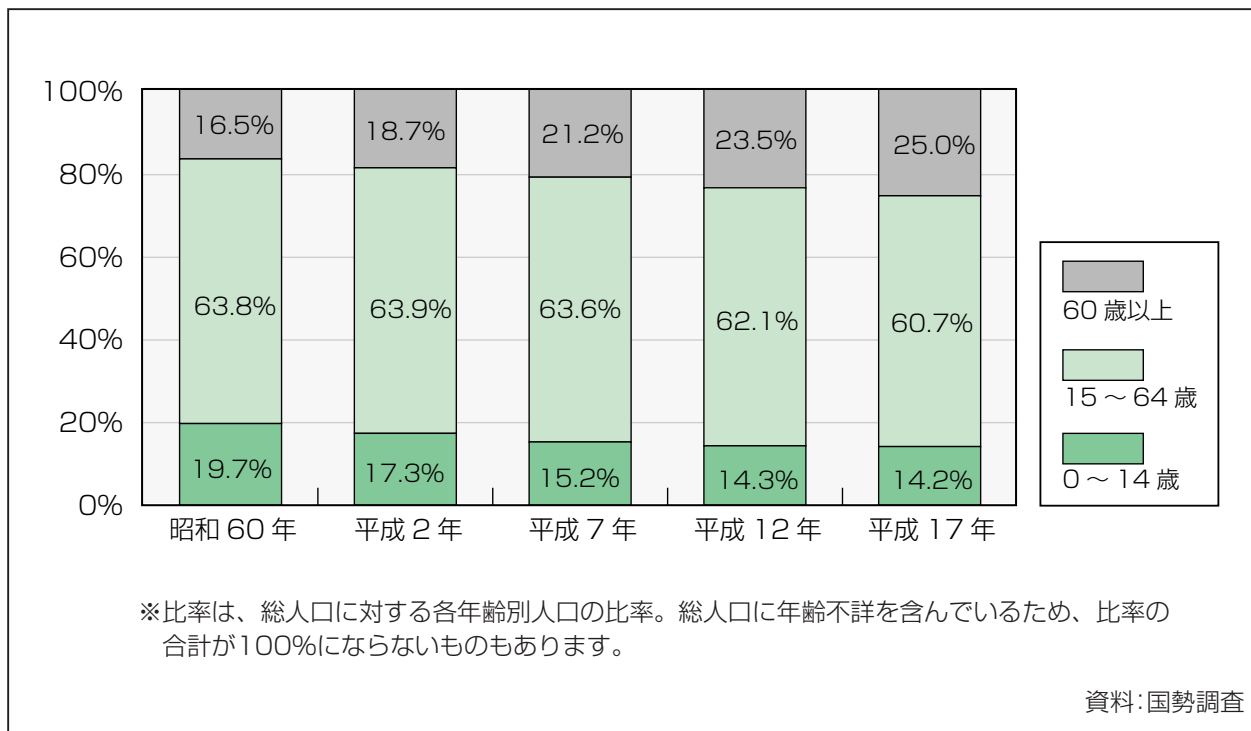
●年齢別人口

単位（人口：人 構成比：%）

	0～14 歳	15 歳～64 歳	65 歳以上	年齢不詳	総人口
赤 岡 地 区	393	1,907	1,024	—	3,324
香我美地区	870	3,698	1,720	—	6,288
野 市 地 区	2,792	11,162	3,805	—	17,759
夜 須 地 区	477	2,386	1,269	—	4,132
吉 川 地 区	222	1,219	573	24	2,038
香南市全体	4,754	20,372	8,391	24	33,541
構 成 比	14.2	60.7	25.0	0.1	100.0

資料：平成17年国勢調査

●年齢別人口割合の推移



5 産 業

1 産業全体の状況

香南市の15歳以上の就業者数は、平成12年と平成17年の5年間に、1.6%の減少となっています。

産業別には、第3次産業が増加し、第1次・第2次産業が減少しています。

●産業別15歳以上就業者数の推移

単位（就業者数：人 構成比：％）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	5,345	5,289	4,605	4,242	3,757	3,532
構成比	35.3	33.7	28.8	25.3	22.0	21.1
第2次産業	2,762	2,629	3,227	3,581	3,711	3,271
構成比	18.2	16.7	20.2	21.3	21.7	19.5
第3次産業	7,039	7,788	8,173	8,947	9,565	9,960
構成比	46.5	49.6	51.1	53.3	56.0	59.4
合 計	15,146	15,706	16,005	16,770	17,033	16,763
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

第3章 | 香南市の特性

事業所数・従業者数では、卸売・小売業、飲食店が最も多く、事業所数ではおおむね全体の半数を占めています。また、従業者数の割合は県全体と比較して、製造業や卸売・小売業、飲食店では高く、サービス業、建設業、運輸・通信業などではやや低くなっています。

●事業所・従業者数

単位（事業所数：所 従業者数：人 構成比：％）

		総 数	農林 水産業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ ガスなど	運輸・ 通信業	卸売・小売 業、飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
事業 所数	高知県	39,626	170	50	4,004	2,604	48	1,042	18,820	647	1,371	10,870
	構成比	100.0	0.4	0.1	10.1	6.6	0.1	2.6	47.5	1.6	3.5	27.4
	香南市	1,261	8	3	113	91	-	19	625	9	40	353
	構成比	100.0	0.6	0.2	9.0	7.2	-	1.5	49.6	0.7	3.2	28.0
従業 者数	高知県	276,982	2,173	706	29,807	32,126	980	16,290	101,923	8,447	3,224	81,306
	構成比	100.0	0.8	0.3	10.8	11.6	0.4	5.9	36.8	3.0	1.2	29.4
	香南市	9,008	99	27	684	1,754	-	257	3,559	98	76	2,454
	構成比	100.0	1.1	0.3	7.6	19.5	-	2.9	39.5	1.1	0.8	27.2

資料：事業所・企業統計調査（平成16年）

2 農 業

香南市の農家数は、昭和55年と平成17年を比較すると専業農家で321戸、兼業農家で1,037戸がそれぞれ減少しています。

●農家数の推移

単位：戸

		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
赤 岡 地 区	専業農家	26	20	19	26	14	13
	第1種兼業農家	21	21	13	12	8	6
	第2種兼業農家	86	49	66	48	18	14
香我美地区	専業農家	353	373	348	297	249	238
	第1種兼業農家	263	224	223	179	159	125
	第2種兼業農家	296	258	181	204	142	126
野 市 地 区	専業農家	371	341	345	300	266	251
	第1種兼業農家	259	257	188	222	158	138
	第2種兼業農家	370	364	301	251	209	156
夜 須 地 区	専業農家	197	194	179	173	120	131
	第1種兼業農家	110	83	92	93	91	60
	第2種兼業農家	132	145	107	87	53	37
吉 川 地 区	専業農家	47	51	68	69	42	40
	第1種兼業農家	36	28	25	27	35	27
	第2種兼業農家	187	91	54	52	36	34
香南市全体	専業農家	994	979	959	865	691	673
	第1種兼業農家	689	613	541	533	451	356
	第2種兼業農家	1,071	907	709	642	458	367

資料：高知県統計書

第3章 | 香南市の特性

農家1戸当たり生産農業所得及び耕地10a当たり生産農業所得は、いずれも県平均を上回るなど、生産性の高い農業が営まれています。

● 1 農家当たり、10a当たり生産農業所得

単位：千円

	赤岡地区	香我美地区	野市地区	夜須地区	吉川地区	香南市全体	高知県
1 農家当たり	753	4,842	4,949	5,769	3,773	4,031	2,917
10 a 当たり	177	424	454	704	378	466	352

資料：高知県統計書（平成15年）

香南市の農業産出額は、高知県内で2番目に多く、品目別では、みかん、にら、米、かんしょ、メロンなどが上位となっています。

● 農業産出額

単位：百万円

	農業産出額		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
赤 岡 地 区	49	品 目	米	ピーマン	かんしょ	オクラ	にら
		産出額	25	15	4	2	2
香我美地区	3,273	品 目	みかん	メロン	なす	米	しょうが
		産出額	1,443	282	255	241	170
野 市 地 区	3,435	品 目	にら	米	みかん	かんしょ	トルコギキョウ
		産出額	1,189	398	398	325	203
夜 須 地 区	1,579	品 目	メロン	すいか	きゅうり	しょうが	トマト
		産出額	272	160	147	109	108
吉 川 地 区	455	品 目	にら	米	ししとう	かんしょ	らっきょう
		産出額	116	68	51	49	34
香南市全体	8,791						
高 知 県	97,809	品 目	米	なす	みょうが	きゅうり	しょうが
		産出額	13,240	10,030	5,770	4,910	4,750

資料：農業産出額及び生産農業所得統計（平成16年）

3 林業

香南市の林業は、経営体数が少なく、経営規模も零細で営まれています。

●過去1年間に保有山林で林業作業を行った経営体数と作業面積

単位（経営体数：経営体 面積：a）

	林業作業を行った 実経営体数	植 林		下刈りなど		間 伐		主 伐	
		経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
赤岡地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香我美地区	27	5	345	15	1,805	20	5,038	—	—
野市地区	22	5	464	7	1,928	19	9,337	1	150
夜須地区	27	2	530	10	1,181	19	8,156	1	400
吉川地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香南市全体	76	12	1,339	32	4,914	58	22,531	2	550

資料：2005年世界農林業センサス

●林業従事日数別の自営林業に従事した世帯員数

単位：人

	29日以下	30～59日	60～99日	100～149日	150～199日	200～249日	250日以上	計
赤岡地区	—	—	—	—	—	—	—	—
香我美地区	12	2	—	—	—	—	—	14
野市地区	14	2	—	—	2	—	—	18
夜須地区	21	6	—	—	—	1	—	28
吉川地区	—	—	—	—	—	—	—	—
香南市全体	47	10	—	—	2	1	—	60

資料：2005年世界農林業センサス

4 漁業

香南市の漁業経営体数は、昭和53年と平成15年の25年間に約半数に減少しています。

●漁業経営体数の推移

単位：経営体

	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年
赤岡地区	66	71	63	53	50	27
香我美地区	13	1	2	—	—	1
野市地区	—	—	—	—	—	—
夜須地区	45	41	39	37	36	28
吉川地区	35	36	41	31	28	25
香南市全体	159	149	145	121	114	81

資料：高知県統計書

魚種別漁獲量では、赤岡・吉川地区のいわし類（しらす漁）、夜須地区のしいら類（しいら巻き網漁）が大半を占めています。

●海面漁業の構造

	経営体数 (経営体)	漁業従事者世帯数 (世帯)	漁業就業者数(人)	漁船の隻数 (隻)	動力船使用 以外の経営体 (経営体)	魚種別漁獲量 (t)	漁業関連施設数
赤岡地区	27	31	61	51	地引き網 1	いわし類 395	魚市場 3市場 冷凍冷蔵工場数 5工場 営んだ水産工場数 (実数) 14工場
香我美地区	1	1	2	—	—	しいら類 371	
野市地区	—	—	—	—	—	まぐろ類 62	
夜須地区	28	7	43	48	海面養殖 (ぶり類) 2	かじき類 11	
吉川地区	25	17	45	47	—	さわら類 10	
香南市全体	81	56	151	146	3	た い類 3	
						ふ ぐ類 3	
						他 の 類 57	
						合 計 912	

資料：高知県農林水産統計年報（平成15年）

●内水面養殖業

	養殖池数(面)	養殖面積(a)	養殖業従事者数(人)	営んだ経営体数(経営体)
香南市全体	133	427	29	8

資料：高知県農林水産統計年報（平成15年）

5 工業・商業

香南市の工業は、事業所数は減少していますが、従業者数・製造品出荷額は増加傾向にあります。

また、クリーンで自然に配慮した企業誘致が進められており、半導体製造工場など、特色のある企業立地が進んでいます。

●製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

単位（事業所数：事業所 従業者数：人 製造品出荷額：百万円）

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
赤岡地区	事業所数	33	26	24	20	16	14
	従業者数	239	226	226	168	174	268
	製造品出荷額	1,358	1,733	2,312	2,001	3,128	3,586
香我美地区	事業所数	16	7	13	15	17	16
	従業者数	151	77	829	1,198	1,194	1,191
	製造品出荷額	601	357	44,832	103,466	79,369	88,250
野市地区	事業所数	30	21	16	20	17	12
	従業者数	396	499	286	312	200	127
	製造品出荷額	2,609	3,319	2,679	2,861	1,936	1,409
夜須地区	事業所数	20	11	8	3	2	3
	従業者数	129	90	88	33	—	27
	製造品出荷額	450	419	613	203	—	1,099
吉川地区	事業所数	12	13	15	14	14	7
	従業者数	83	125	190	151	150	111
	製造品出荷額	1,269	1,384	2,591	2,455	3,004	2,228
香南市全体	事業所数	111	78	76	72	66	52
	従業者数	998	1,017	1,619	1,862	1,718	1,724
	製造品出荷額	6,287	7,212	53,027	110,986	87,437	96,572

資料：高知県統計書

卸売業・小売業では、事業所数や年間販売額は減少していますが、従業者数は増加しています。

また、近年、大型ショッピングセンターやスーパーマーケットが進出しています。

●卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額の推移

単位（事業所数：事業所 従業者数：人 年間販売額：百万円）

		昭和 63 年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 16 年
赤 岡 地 区	事業所数	130	134	116	103	108	84
	従業者数	514	462	428	396	474	446
	年間販売額	14,084	15,545	17,722	16,919	17,231	19,292
香我美地区	事業所数	72	59	50	45	46	44
	従業者数	170	146	183	148	158	244
	年間販売額	2,257	2,149	2,133	2,649	1,970	2,666
野 市 地 区	事業所数	237	251	225	231	246	229
	従業者数	885	1,009	922	1,000	1,280	1,335
	年間販売額	15,006	17,625	17,587	22,863	22,253	22,422
夜 須 地 区	事業所数	78	84	83	86	83	74
	従業者数	268	244	252	244	258	263
	年間販売額	6,486	7,963	8,845	7,754	8,689	3,102
吉 川 地 区	事業所数	20	24	20	21	21	17
	従業者数	86	109	126	113	150	120
	年間販売額	3,157	5,238	6,020	5,815	6,248	5,509
香南市全体	事業所数	537	552	494	486	504	448
	従業者数	1,923	1,970	1,911	1,901	2,320	2,408
	年間販売額	40,990	48,520	52,307	56,000	56,391	52,991

資料：高知県統計書

6 観 光

香南市には、特色のあるイベントや豊かな自然環境を生かした施設があり、年中たくさんの人が訪れています。また、ホテル・旅館などの宿泊施設も整っています。

●主な観光施設・イベント

	主な観光レクリエーション施設など	主なイベント
赤岡地区	絵金蔵 絵金歌舞伎・観光地引き網	どろめ祭り（4月）・絵金祭り（7月） 冬の夏祭り（12月）
香我美地区	舞川キャンプ場・観光地引き網 月見山子どもの森	山北みかん健康マラソン（11月）
野市地区	のいち動物公園・青少年センター あじさい街道	素人ちんどんコンクール（11月）
夜須地区	ヤ・シィパーク・道の駅やす マリンスポーツ施設	マリンフェスティバル（7月） 手結盆踊り（8月）
吉川地区	桜つつみ公園・天然色劇場 天然色市場・ボートマリーナ	みなこい港まつり（7月）

●旅館及び収容人員数

単位（施設数：施設 客室数：客 収容数：人）

	ホ テ ル			旅 館			簡易宿泊所		
	施設数	客室数	収容数	施設数	客室数	収容数	施設数	客室数	収容数
赤岡地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香我美地区	—	—	—	—	—	—	1	3	12
野市地区	1	103	237	2	43	232	2	35	201
夜須地区	1	83	458	2	41	107	3	23	109
吉川地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香南市全体	2	186	695	4	84	339	6	61	322
高知県	90	5,894	11,709	504	7,227	19,633	274	1,661	6,327

資料：高知県統計書（平成17年）

6 公共施設の状況

公共施設（香南市営）の状況は、次のようになっています。

項 目			赤岡地区	香我美地区	野市地区	夜須地区	吉川地区	香南市全体
道 路	実延長	m	28,319	72,635	93,749	96,091	32,743	323,537
	改良済延長	m	20,409	38,174	67,444	31,883	26,153	184,063
	舗装済延長	m	28,293	48,360	86,920	78,300	32,359	274,232
橋 梁	橋数	数	15	90	154	86	30	375
	うち永久橋数	数	15	88	154	86	30	373
公 園	箇所数	箇所	8	2	1	－	1	12
	面積	m ²	5,324	2,235	1,613	－	21,583	30,755
公営住宅 など		戸	427	163	43	146	278	1,057
	うち公営住宅	戸	137	71	42	106	－	356
	うち改良住宅	戸	290	－	－	－	278	568
	うち単独住宅	戸	－	92	1	40	－	133
港 湾	けい留施設延長	m	－	－	－	260	880	1,140
	外かく施設延長	m	－	－	－	1,224	3,562	4,786
給水人口	上水道事業	人	－	6,257	17,681	－	－	23,938
	簡易水道事業	人	3,448	95	－	4,208	2,051	9,802
公共 下水道	処理人口	人	－	1,416	2,966	2,355	－	6,737
	処理面積	ha	－	53	82	83	－	218
農業集落 排水	処理人口	人	－	671	1,647	462	－	2,780
	処理面積	ha	－	44	142	29	－	215
漁業集落 排水	処理人口	人	－	－	－	297	－	297
	処理面積	ha	－	－	－	10	－	10
保育所	箇所数	箇所	1	1	3	1	1	7
	定員	人	120	120	420	100	60	820
幼稚園	箇所数	箇所	－	1	2	1	－	4
	定員	人	－	120	350	70	－	540
小学校	学校数	箇所	1	2	3	1	1	8
	児童数	人	163	351	1,158	226	76	1,974
中学校	学校数	箇所	1	1	1	1	－	4
	生徒数	人	51	153	499	92	32	827
児童館		箇所	1	－	－	－	1	2
隣保館		箇所	1	－	－	－	1	2
公民館		箇所	－	9	3	3	1	16
図書館		箇所	－	1	1	－	－	2
体育館		箇所	－	1	1	1	1	4
陸上競技場		箇所	－	－	－	－	－	－
野球場		箇所	－	－	1	－	－	1

資料：公共施設状況調査（平成18年3月31日時点）

7 住民の意識

合併前に実施された住民アンケート結果は、次のようになっています。

項 目	結 果 概 要
配布数及び回収状況	・実施時期 平成15年5月15日～27日 ・配布数 5,192票、回収数2,303票(回収率44.4%) ・属 性 性別は、男性42.2%、女性55.7% 年齢層は、高齢層(60歳以上)4割、壮年齢層(40～50歳代)3割強、青年層(20～30歳代)2割強 居住年数は、昔から住んでいる人が半数以上
現 状 評 価	働く場を増やすことが期待されています。 自然環境の「みどり」は満足されていますが、日常生活における公園などの「みどり」には不満を抱かれています。 満足 第1位：自然環境 第2位：水道 第3位：日常生活上の利便性 不満 第1位：雇用機会 第2位：公園・広場 第3位：観光レクリエーション
どんなまちづくりを望んでいるのか	福祉の充実や閑静なまちづくりが望まれています。 第1位：高齢者や障がいのある人なども安心して暮らせる福祉のまち 第2位：落ち着いて暮らせる、静かでゆとりあるまち 第3位：保育所や学校などが充実し、子ども達が地域で健全に育つまち
あたらしいまちに期待すること	健全で行財政効率の高いまちづくりに期待が寄せられています。 第1位：職員数、議員数の削減などによる経費の削減や行財政運営の効率化 第2位：公共料金など住民負担の低減と行政サービスの向上 第3位：地域の総合力の向上と、地域全体の相互補完による一層の発展
まちづくりへの不安	行政サービスの低下や地域格差が生じないまちづくりが期待されています。 第1位：住民の声が行政に届きにくくなること 第2位：公共料金が高くなり、住民負担が高くなること 第3位：一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残されること
優先的に取り組んでほしい施策	日常生活を快適に過ごすための都市基盤施設の整備や行政サービスの充実が期待されています。 第1位：道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備促進 第2位：保健・医療・福祉サービスなどの充実 第3位：行政コストの削減、行政サービスの向上など

現状評価については、多くの住民が自然環境に恵まれたまちであると考えていますが、一方、日常生活における公園などの「みどり」は不足していると感じています。また、雇用機会の少なさについての不満が多くあがっています。

これからのまちづくりに望むことは、「福祉の充実」「静かでゆとりのあるまち」「子どもを安心して生み育てることができるまち」などがあげられています。

また、「合併により健全で効率の良い行財政運営を行うこと」と同時に、「行政サービスの低下や地域格差が生じない」まちづくりが求められています。

市が優先的に力を入れていくべき取組については、「道路・公園・下水道などの整備」のほか、「福祉サービスや保健・医療の充実」を望む人が多い結果となっています。

これらのことから、住民の多くは、住み続けたいまちとして、自然環境の保全に留意した「みどり」あふれるまちづくりや健康で安心して生活できる環境や制度の充実を求めていると考えられ、こうした住民の想いを施策に反映する必要があります。



第4章 | 主要指標の目標

主要指標の目標は、今後この構想に基づいて実施していくさまざまな施策の成果として期待される人口などの数値を予測したものです。

1 人口

香南市の人口は、新しいまちの誕生を契機として、生活環境及び福祉の充実、雇用の確保、商業・観光サービスの拡充など、総合的な人口定住対策を積極的に推進することにより、増加傾向で推移していくものと予測されます。

平成28年の人口目標は、37,500人と設定します。

2 世帯数

世帯数は、社会増、ならびに単独世帯増などにより、今後とも増加傾向で推移していくものと予測されます。

平成28年の世帯数の目標は、15,900世帯と設定します。

3 就業者数

就業者数は、新たな企業誘致や地場産業の活性化などによる雇用機会の創出、女性や高齢者、障がいのある人が働くための環境づくりを推進することなどにより、増加傾向で推移していくものと予測されます。

平成28年の就業者数の目標は、20,000人と設定します。

●人口・世帯数・就業者数の目標

	平成17年	平成28年
人 口	33,541	37,500
世 帯 数	12,544	15,900
就 業 者 数	16,794	20,000

※ 平成17年の数値は、国勢調査によるものです。

1 基本理念

私たちのまちは、新しいまち、香南市です。青い空、碧い海、深い緑、そして実り豊かな大地に恵まれた爽やかな風を感じるまちです。

この豊かな自然に包まれて、市民一人ひとりが日々の暮らしのなかに幸せを実感できるまちを創造するために、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

- ・豊かな自然を愛し、山と川と海のきれいなまちづくりを進めます。
- ・先人たちが築き、育んできた地域の魅力や個性を守り育て、輝かせるまちづくりを進めます。
- ・安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある心豊かなまちづくりを進めます。
- ・市民と行政が互いに協力し合い、地域に活力を生む元気なまちづくりを進めます。
- ・住んでいる地域を愛し、まちをふるさととして想う心を育てるまちづくりを進めます。

2 将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、香南市の将来像を次のとおり定めます。

美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち

第6章 | まちづくりの課題と基本目標

将来像を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

1 環境と調和のとれたまちづくり

課 題

- ◆香南市は、緑深い森や幾筋もの河川、肥よくな平野や丘陵地、豊かな海岸線、雄大な太平洋など、優れた自然環境に恵まれています。そして、これらと共生し、次世代に引き継いでいかなければなりません。しかし、海岸部では、海岸の侵食や生態系の衰退が進み、山林や里山の一部には荒廃が見られます。また、河川・水路の整備や水質の改善も大きな課題となっています。
- ◆環境への負荷の少ないまちをつくるため、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進など積極的に取り組んできましたが、今後さらに市全体に浸透させていく必要があります。
また、ごみの減量化や再資源化を推進し、循環型社会の促進にさらに取り組む必要があります。

目 標

- ◆広域的かつ長期的視点に立ち、市民の参画を含めた幅広い取組により、貴重な財産である自然環境の保全と活用に努め、人と自然の調和のとれたまちづくりを推進します。
- ◆地球環境全体に配慮したライフスタイルの確立や、ごみを少なくし、資源をリサイクルする持続可能な社会の実現のために、自然環境の大切さについての啓発を行うとともに、ごみの分別収集の徹底や不法投棄物の撤去と再発防止活動を推進します。
また、エコテーマパークタウン香南まちづくり構想を基本に自然エネルギーを取り入れたまちづくりを推進します。

② 産業の振興と多彩で魅力のある働く場づくり

課 題

- ◆農業は香南市の基幹産業ですが、農家戸数の減少や農業者の高齢化などにより、耕作放棄地や遊休農地が増加しているとともに、農業資材や燃料費の高騰により、安定的な農業経営が困難となってきたのが現状です。このため、生産性と収益性を高め、農業を魅力ある産業とすることが課題となっています。
- ◆林業については、外国産木材の輸入や在来木造住宅の減少に伴う需要の低迷などによって、採算の確保が難しいことや経営規模が小さいことから、山林の荒廃が進んでいるのが現状です。間伐を促進することで、山林の保全を図る必要があります。
- ◆漁業については、担い手の高齢化が進んでいる状況であり、効率的で安定的な漁業経営を育成するとともに、後継者の確保が必要となっています。
- ◆商業については、大型店舗への消費者の流出や経営者の高齢化により商店街に空き店舗が増えているのが現状です。市民生活にとっても、まちのにぎわい形成にとっても不可欠な商業の振興を図る必要があります。
- ◆工業については、クリーンで自然に配慮した企業誘致が進められており、半導体製造関連の企業などが立地し、市の主要な産業として地域経済を支えている状況にありますが、さらなる企業誘致を図る必要があります。
- ◆交流人口の拡大によるさまざまな分野での地域経済の活性化とともに、地域の個性形成を促進するために、観光産業の振興を図る必要があります。

目 標

- ◆農業の振興を図るため、生産基盤などの整備を進め、農地流動化などによる担い手の育成・確保に努めます。また、販売体制の充実を図り消費拡大を促進します。
- ◆林業については、林道・作業道の維持管理と適切な整備に努めるとともに、間伐を促進し、山林の保全を図ります。
- ◆水産業の振興を図るため、生産基盤の充実、後継者育成支援や栽培漁業・体験型観光漁業を推進します。
- ◆商工会や各地域の商業者への支援を図り、魅力ある商業地の形成と活性化を進めます。
- ◆既存工業の育成・支援を進めるとともに、企業誘致基盤整備を促進し、企業誘致を図ります。
- ◆各観光施設・交流拠点のネットワーク化を図り、観光資源を点から面へと一体化した情報提供や観光協会などの支援を促進します。また、祭りや各種イベントへの市民参画や地元商店街との連携を図り、地域の特色づくりと活性化を図ります。
- ◆上記目標を実施することにより、働く場の拡充を図るとともに、効果的な雇用情報の提供を促進します。

③ いきいき健やか人に優しいまちづくり

課 題

- ◆ 香南市の65歳以上の高齢者人口比率は、全人口の25%（平成17年国勢調査）に達し、市民の4人に1人が高齢者という状況です。長寿社会を迎え、長い高齢期をいかに健康に、いきいきと過ごせるか、また、介護が必要になっても安心して暮らし続けることができるかが大きな課題となっています。
 - ◆ 障がいのある人が地域社会の一員として自立して暮らせるように、福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域住民の障がいのある人に対する理解と認識をさらに深める必要があります。
 - ◆ 子どもや家庭を取り巻く環境は、出生数の減少に伴う少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の増大によって大きく変化しています。未来の香南市の担い手である子どもたちの健全な育成と安心して子どもを生み健やかに育てることができるまちづくりが求められています。
 - ◆ すべての人が安心して暮らせるまちを実現するためには、行政による福祉サービスの提供だけでは限界があります。そのため、ボランティア活動の促進や地域福祉を推進する組織の充実を図り、地域が一体となって福祉活動を進める必要があります。
 - ◆ 誰もが生涯を通して健康的な生活を送ることができるように、健康管理や健康増進を支援するための環境整備に努める必要があります。
 - ◆ 香南市における食の実態は、学童期・思春期から朝食の欠食がみられ、乳幼児期においても朝食を食べない日のある子どもが見られます。また、成人では生活習慣病が増加しているのが現状です。これらを改善していくためには、家庭において食に対する関心をもたせることや各種関係団体などと連携して疾病予防のための食生活に対する啓発活動を進める必要があります。
- また、食の安全性確保も課題となっています。

目 標

- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、健康づくりや生きがいづくり、高齢者の介護予防の推進や介護者の支援体制、見守り体制の整備とともに、介護サービスの充実と質の向上をめざします。
- ◆障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業の推進や相談・就労支援体制の充実を図り、地域で安心して働き、生きがいをもって生活していくための環境づくりを進めます。
また、障がいの有無にかかわらず、市民がともにふれあい、いきいきと暮らすことができるよう、広報・啓発活動や交流・ふれあいの機会を充実させるとともに、すべての人に優しいまちづくりを推進します。
- ◆子どもを安心して生み育てられる環境づくりのために、多様な保育サービスや子育て支援の充実を図ります。
- ◆市民の誰もが、地域で支え合いながら安心して暮らすことができるように、社会福祉協議会などとの連携、市民自らによる福祉活動の促進など、地域に根付いた福祉活動への支援を図ります。
- ◆これまでの保健・医療などの諸施設やサービスの成果を共有し、一層きめ細やかで充実した施策を進めます。また、健康不安を解消し、健康長寿の社会を築くため、健康づくり意識の啓発と健康づくり運動を推進します。
- ◆保護者や子どもの食に対する関心と理解を深める取組を進めるとともに、疾病予防や食生活の改善のためのさまざまな教室の開催や食生活改善推進員の養成などを推進します。
国・県及び消費者団体などとの連携を強化し、食の安全を確保するための施策を総合的に推進するとともに、食品衛生に関する正確で迅速な情報提供に努めます。

4 安心安全で快適なまちづくり

課 題

- ◆ 今後30年のうちに発生する確率が40～50%といわれている東南海・南海地震や水害などの自然災害に備えるために、地域防災体制の整備や総合的な治水治水対策など、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
また、障がいのある人や高齢者など災害発生時に弱い立場にある人々への対応が課題となっています。
- ◆ 子どもを狙った凶悪な犯罪が全国的に頻発している現状を受けて、地域ぐるみ見守り体制の強化が求められています。また、近年多発している高齢者をはじめとする消費者を対象とした犯罪の防止など日常生活の安全性確保も課題となっています。
交通事故については、最近増加傾向にある高齢者の事故防止対策や交通弱者である子どもなどの安全対策にさらに取り組む必要があります。
- ◆ 利便性の高い公共交通軸を形成するために、幹線道路網や公共交通機関の整備・充実が求められています。
- ◆ 緑豊かな景観形成と暮らしやすい住環境の整備に取り組む必要があります。
- ◆ 市民が安心して生活を送るためには、安全な水の安定的な供給が不可欠ですが、今後は人口増などによる水需要の増大も予想されることから、水源地の保全や確保に努める必要があります。
また、快適な暮らしの基盤となる下水道の計画的整備を進める必要があります。
- ◆ 森林、農地、水辺地などの自然的土地利用の保全に配慮しつつ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用をバランス良く配置する計画的な土地利用を図る必要があります。
- ◆ 情報通信ネットワークの充実は、これからの時代の中で、日常生活の利便性の向上や行政情報の提供はもとより、災害時の迅速な情報伝達などさまざまな場面において必要不可欠なものとなっています。

目 標

- ◆地震、水害、火災などから市民の生命と財産を守るため、新消防庁舎建設をはじめとする消防・防災機能の充実強化、危険箇所の改善・河川改修などの防災基盤整備、公共施設や自主防災組織の整備充実を進めます。
また、耐震診断及び改修助成事業の推進を図り、一般住宅の地震対策を支援します。
- ◆犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進するために、関係機関と連携しながら、地域の主体的な防犯活動に対する支援や防犯情報の提供を充実させます。
また、交通安全指導や啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ◆市民生活の利便性や円滑な経済活動の基盤となる地域交通体系を整備するため、幹線道路や高規格道路の整備、土佐くろしお鉄道の有効活用、市営バスなどの公共交通の充実を図ります。
- ◆公園などの整備を図り、緑豊かなうるおいのある景観づくりに取り組むとともに、魅力的で快適な住環境の整備を推進します。
- ◆安全で安定した上水道の供給体制を確立するとともに、合併処理浄化槽設置の促進も図りながら、効果的な下水道事業を進めます。
- ◆自然環境の保全に配慮し、産業と居住環境の調和のとれた計画的土地利用の促進に取り組みます。
- ◆香南ケーブルテレビの光ファイバー化など、高度情報化の時代に対応したインフラ整備と地域全体の情報社会化を推進します。

5 豊かな心を育むひとづくり

課 題

- ◆子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、引きこもり、いじめなど、複雑な問題が顕在化しています。また、利便性や利益を第一と考える混とん殺伐とした社会の風潮は、子どもや青少年自身の健全な育成に多様な影響を与えており、規範意識や人権や命の尊厳に対する認識の希薄化、欠如などが見受けられ、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。また、土佐の教育改革の柱のひとつである「子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上」については、従来からの取組によりすでに一定の成果が見られますが、まだまだ十分とはいえません。今後、学校、家庭、地域が一体となった組織的、総合的な教育行政に取り組む必要があります。
- ◆生涯学習は、自らの人生をより良いものに、また充実したものにしていくために、学習やスポーツなどあらゆる機会を通じて、生涯にわたり行われる自己実現、社会参加の場です。余暇時間の増大や長寿化、情報化など、社会の動きを背景に、生涯学習の必要性はますます高まっていく傾向にあります。
いつでも、どこでも、誰でも学べ、スポーツに親しめる環境づくりが求められています。
- ◆数多く残されている歴史・文化資源を次代へと継承していく必要があります。
- ◆人権とは「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらに持っている大切な権利」であり、「ひとが個人として尊重され、安全で安心した生活を送るために欠くことのできないもの」です。そして、人権はすべての人に保障されなければなりません。
しかしながら、平成16年3月に公表された「高知県の人権について」により、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権侵害などの問題が依然として存在することが明らかにされ、いまだに十分に人権が保障されているとはいえないのが現状です。
- ◆性別にかかわらず互いに理解し合い、社会の対等な構成員として責任も利益も分かち合いながら自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会の実現が急務となっていますが、社会構造や制度の改善は十分に進んでいる状況とはいえません。

目 標

- ◆人間形成の基礎を築く幼児期から、一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな心と生きる力を育む教育、命の大切さを実感させる教育を推進します。
また、指導方法や指導体制の工夫・改善とそれぞれの子どもたちに応じた指導の充実を図りながら、すべての子どもたちの基礎学力の確実な定着や、自ら学び、考える力を育成し、個性を生かした創意ある教育活動を推進します。教育環境の整備・充実を図るとともに、家庭や地域との連携を密にし、信頼される開かれた学校づくりを進めます。
- ◆市民誰もが生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるように、生涯学習推進体制を充実させます。また、生涯学習社会に適応したスポーツの振興と健康の増進のために、学校や地域と連携を図りながら、生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ◆市民が地域の文化に誇りと愛着を持てるよう、文化財の保護や地域の伝統文化の伝承に努めます。
- ◆人権尊重のまちづくりのため、あらゆる差別の解消に向けて、すべての人権が尊重される社会づくり、多文化共生の社会づくりをめざした啓発活動や、人権思想の普及のための研修会や教育活動の充実を進めます。
- ◆社会のあらゆる場に男女が対等な立場で参画し、豊かさも責任もともに分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

6 楽しくにぎやかに交流するまちづくり

課題

- ◆地域で育まれてきた伝統行事やイベントを継承するとともに、さらに発展させていく必要があります。
- ◆個人主義的な傾向が強くなってきている現代社会では、日々の暮らしにおける集落の共同体意識が低下しています。また、伝承文化の担い手も減少の傾向にあります。
- ◆各地域の個性を大切にしつつ、香南市としての連帯感を高めるために、地域間交流や地域を越えた世代間交流・多文化交流を促進する必要があります。

目標

- ◆各地区の個性を継承し、郷土意識を保持していくうえで重要な伝統行事やイベントの活性化を図るとともに、まちのにぎわいにつながる新しい取組を支援することによって、さまざまな交流の促進と産業の振興をめざします。
- ◆集落における習慣・風俗や伝承文化を再認識し、子どもたちに伝えていく取組を支援することにより担い手の育成を図るとともに、集落内の交流を促進します。
- ◆新しいまちの一体化を促進し、地域の活性化を図るため、文化、教育、スポーツ活動などを通して、地域内はもとより、地域間や国内・国際交流を図ります。

7 自律した協働のまちづくり

課 題

- ◆地方分権により、各自治体が自己決定・自己責任の原則にのっとり、簡素で効率的な行政運営に取り組み、地域特性に応じたまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、市民の要望や地域の実状を適切に施策に反映していくことが求められますが、従来の行政主導のまちづくりでは限界があります。市民と行政の協働による市民が主役のまちづくりの推進体制や仕組みづくりが必要です。
- ◆農家の兼業化と市外への通勤者の増加、都市化や核家族化などにより、市民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化し、地域の連帯感や協調性が希薄になりつつあります。今後、地域に住む人々が一緒になって、地域の課題を解決し、安心安全で住みよい地域、心の通った地域づくりができる環境を整えることが必要です。
- ◆多様化・複雑化する市民の行政に対するニーズと、厳しい財政事情とのバランスを取りながら、計画的・効率的な行財政運営を行う必要があります。

目 標

- ◆各地域の自治活動などへの支援や、NPOなどの活動組織の育成を図るとともに、それらと行政との連携の仕組みを構築し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを積極的に推進します。また、市民に市政への理解を深めてもらい、市政への参画・協力が得られるように、広報・広聴活動や情報公開の一層の推進に取り組みます。
- ◆コミュニティ意識の醸成と活動への支援を進め、子どもの育成、高齢者・障がいのある人の生活支援、防災・防犯対策、環境美化、健康づくりなど多様化する地域の生活課題に対して、地域で支え合うことができるまちづくりをめざします。
- ◆自律した財政基盤の確立をめざし、安定した健全な財政運営を行うため、中長期的な見通しを立て、事業の重点化を図りながら、諸施策を進めます。行政改革の着実な推進、職員の施策立案能力などの資質向上を図るとともに、行政事務の効率化や情報化を含め、市民サービスの一層の向上と信頼される行政組織づくりに努めます。また、まちづくりをより効果的に推進するために、広域的な施策を推進します。

基

本

計

画

計画期間

平成19年度～平成23年度

施策の大綱

将来像

基本目標

施策大綱

美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち

第1章

環境と調和の
とれたまちづくり

海浜環境の保全と活用
森林・里山環境の保全と活用
河川環境の保全と活用
循環型社会の推進

第2章

産業の振興と多彩で
魅力のある働く場づくり

農林業の振興
水産業の振興
商工業の振興
観光のまちの育成
雇用促進対策

第3章

いきいき健やか
人に優しいまちづくり

高齢者福祉の充実
障害者福祉の充実
子育て支援・環境の充実
地域福祉の充実
健康づくりの推進

第4章

安心安全で
快適なまちづくり

消防・防災の充実
交通安全対策・防犯活動の推進
道路の整備
公共交通の充実
都市景観・住環境の整備
上・下水道の整備
土地利用対策の推進
情報通信ネットワークの充実

第5章

豊かな心を育む
ひとづくり

生きる力を育む就学前・学校教育の充実
青少年健全育成の推進
生涯学習の充実
生涯スポーツの充実
歴史・文化資源の継承と地域文化の育成
人権尊重のまちづくりの推進
男女共同参画社会への体制づくり

第6章

楽しくにぎやかに
交流するまちづくり

にぎやかに交流するまちづくり
コミュニケーションの機会づくり
地域間交流・国際交流の推進

第7章

自律した
協働のまちづくり

市民と行政の協働によるまちづくりの推進
コミュニティ活動の推進
健全で行財政効率の高いまちの運営

第1章 | 環境と調和のとれたまちづくり

海浜環境の保全と活用 P.40

海岸の保護

自然景観の保全

動植物の保全

海浜環境の活用

森林・里山 環境の保全と活用 P.41

森林資源の保全、整備

森林の活用

里山の保全と活用

地下水環境の保全

河川環境の保全と活用 P.42

治水、利水整備の促進

水環境の保全

景観や生態系の保全

清流保全活動の推進

循環型社会の推進 P.43

ごみの減量化、堆肥化の推進

環境美化の体制づくり

環境にやさしいまちづくり

1 海浜環境の保全と活用

現況と課題

香南市は、約10kmの海岸線を有しており、その一部は県立自然公園に指定されています。しかし、近年、気候変動による地球温暖化や海域の水質悪化などから、さんご礁など動植物の生態系への影響が見受けられるようになってきています。また、海岸侵食が進行していることから、砂浜の減少が顕著となっている箇所があります。こうした箇所では、台風などの災害時における堤防の機能が十分とはいえない状況にあります。

主な施策

自然の摂理と調和のとれた災害に強い海岸の施設整備を促進するとともに、海岸景観と動植物を保全する活動の活性化を図ります。また、海浜の自然に親しみ、交流の場として活用する取組を進めます。

1 海岸の保護

消波工や離岸堤、高潮堤防、人工リーフ、養浜などの海岸保全施設の整備を促進します。



2 自然景観の保全

美しい海岸域を保全していくため、自然本来の機能を維持するとともに、地域住民や各種団体の自然環境を守る活動を支援し、不法投棄やポイ捨てを防止する活動を促進します。また、流入する河川も含めて不法投棄の防止や海域の水質改善を図ります。

3 動植物の保全

大手の浜に生息する珊瑚や、県立自然公園の手結・住吉海岸一帯の藻場、沿岸域の魚介類の生息の場の保全を図ります。また、大手の浜周辺に生育するノジギク・シオギクは植物学上特に貴重な種とされており、その生育環境の保全を図ります。

4 海浜環境の活用

海浜の自然環境に配慮しながら、マリンスポーツの普及を図ります。また、港を活かした観光・交流拠点づくりを推進し、地域の産業や文化の発信、地域経済の活性化に結びつく海浜環境の活用を図ります。

2 森林・里山環境の保全と活用

現況と課題

中山間地域では、過疎化や高齢化により、森林を維持管理する地域の活力が低下しています。また、里山においても耕作放棄地が増加傾向にあり、水源涵養などの公益的機能の減退が懸念されています。こうした上流域にある森林の荒廃や耕作放棄地は、川や海の生態系に影響をおよぼすだけでなく、山が保水力を失うことで、土砂災害を引き起こす危険性や下流域における飲料・生活用水や農業用水となる地下水の減少が危惧されています。

主な施策

森林や里山の公益的機能に対する市民の関心を高めていくとともに、森林の管理や農地の保全を支援する取組を進めます。

1 森林資源の保全、整備

人工林の間伐を支援するとともに、水源涵養林としての広葉樹の植林や育成を促進します。また、治山対策も含めて、森林が持つ多様な公益的機能を維持増進させる森林整備を

促進します。

2 森林の活用

林業体験や間伐材を利用した遊具づくりなどを通して、森林に親しみ、森林を知り、自然を大切にする心を育む環境教育の場としての森林の活用を図ります。

3 里山の保全と活用

里山の農業経営基盤整備を推進するとともに、耕作放棄地の活用方法を検討し、農地の保全を図ります。また、散策やレクリエーション、環境教育の場として積極的な活用を図り、日常生活との関わりを深めつつ、里山の保全を促進します。

4 地下水環境の保全

森林、水田、河川による水源涵養機能に対する理解を深め、地下水保全意識を高める啓発活動を支援します。また、地下水位が低下する冬期においては、休耕田などを利用した地下水涵養対策を推進します。



3 河川環境の保全と活用

現況と課題

日常生活において、川の水を利用する機会が少なくなるにつれ、河川の水質や水生の動植物に対する関心が薄れています。また、上流域の森林の保水力の低下により、河川への土砂の流入や水量の減少が問題視されています。

主な施策

河川は、治水、利水の機能だけでなく、水生動植物の生息や水辺空間が提供する潤いのある環境形成など、多様な公益的機能をもっています。河川景観の保全と再生、水質改善の取組を進めます。

1 治水、利水整備の促進

計画的な河川改修を促進します。また、導水路の整備を拡充し、営農地などへの安定した水の供給を図り、水量の確保と利水事業を促進します。

2 水環境の保全

下水道事業を推進するとともに合併処理浄化槽の普及を図り、市全域の生活排水対策に取り組みます。また、洪水時にごみや葦などが海岸部に流出しないような対策を検討するとともに、河川への不法投棄物の撤去や雑草、堆積物の除去などを関係機関や地域住民との連携により促進します。

3 景観や生態系の保全

地域特有の自然環境や田園地帯と一体となって形成される美しい河川景観を保全するため、川岸の緑化や美化活動を推進します。また、河川の護岸改修や水路の改修は、近自然工法を活用するなど水生動植物の生態系を保護し、昔ながらの河川環境の創出を図ります。

4 清流保全活動の推進

地域住民や各種団体が主体的に実施する水辺の美化活動や河川水質改善活動を支援します。身近な水辺の生物調査やホタルの保護など、多くの市民が参加し、体験できる環境学習を促進します。



4 循環型社会の推進

現況と課題

21世紀最大の課題である「地球温暖化」をはじめとするさまざまな環境問題は、その多くが産業活動や生活様式の変化に起因した環境への負荷により生じている問題であるといわれています。日常生活を営むなかで、何らかの環境負荷が発生することは避けられないことを事業者、市民、行政が正しく認識することによって、行き過ぎた快適性や利便性の追求から地球環境にやさしい地域社会の形成をめざす取組が求められています。

主な施策

市民の日常生活や社会生活における行動が地球温暖化防止対策やごみの減量化、再資源化を意識したものとなるように、環境に対する意識を高める啓発活動を推進します。また、市民がエコを実感できるような施策を推進します。



1 ごみの減量化、堆肥化の推進

ごみの減量化を図るため、分別収集を徹底するとともに、家庭及び事業所での資源ごみのリサイクル意識の向上を促進します。また、生ごみ処理機の普及を図るなど、生ごみの減量化を推進します。あわせて、民間事業者との協働により、生ごみの堆肥化を促進し、ごみゼロ化のまちづくりに向けた取組を行います。

2 環境美化の体制づくり

地域の環境美化に対する市民の関心を促す環境施策や市民との協働による環境と調和のとれたまちづくりを推進します。また、それぞれの地域において、花木の植栽などにより不法投棄やポイ捨てを防止するための環境整備を推進します。

3 環境にやさしいまちづくり

道路や公園、公共施設の整備にあたっては、環境に配慮した素材を活用するとともに、環境負荷を抑制するため、緑化や省エネルギー機器などの導入により温室効果ガスの排出の抑制に努めます。

風力・太陽光・小水力などの自然エネルギーの活用と普及を図り、市民がエコを実感できる地球環境にやさしい仕組みづくりに努めます。また、市民が身近な生活のなかで環境問題について考え、環境にやさしいまちづくりに取り組む人材の育成を推進します。

農林業の振興

P.45

農業生産基盤の充実

担い手対策の促進

農地の保全と活用の促進

多様な農業の推進

森林の多面的な利活用の促進

水産業の振興

P.47

漁港の改修・整備などの推進

漁業経営の近代化の推進

観光漁業の推進

商工業の振興

P.48

商業者の育成支援

魅力ある商業地・商店街づくり

空き店舗の活用

地場産品のブランド化

既存工業の育成・支援

企業誘致の促進

観光のまちの育成

P.49

観光・交流の拠点づくりと市民参加

地域に親しむ観光の推進

地場産業との連携

情報発信の促進

雇用促進対策

P.50

働く場の確保

雇用情報の提供と雇用の支援

1 農林業の振興

現況と課題

海外からの輸入や流通体系の変化、産地間競争の激化など農業を取り巻く状況は厳しく、また、農業資材や燃料費の高騰もあいまって、厳しい経営状況におかれています。

また、農家戸数の減少や就農者の高齢化により、耕作放棄地や遊休農地が増加しています。一部の地域では、宅地化の進展とともに農地との混在化が進み、優良農地の確保が困難となっています。

林業については、輸入木材の影響を受け価格は長期にわたり低迷しています。また、木造住宅の需要の減少もあいまって、林業経営は採算が見込めない状況であり、山林の荒廃が進んでいます。

主な施策

基幹産業である農業の生産性と収益性を高めるため、地域の実情に応じた生産基盤の整備や維持補修を進め、地域特産品の有利販売に努めるとともに地産地消など消費拡大を図ります。あわせて、地域資源を活用した魅力的で競争力のある産業展開をめざします。

また、中山間地域の生活道ともなっている林道・作業道の維持管理と整備を進め、人工林の間伐を支援するなど、林業経営の持続的な発展を促す取組を進めます。

1 農業生産基盤の充実

ほ場整備や農道、用排水施設の整備を推進

し、農業生産基盤を確立するとともに、優良農地を保全します。

2 担い手対策の促進

地域農業の振興を図るとともに、農家経営改善による所得向上をめざし、認定農業者への誘導を行います。また、新規就農者、女性就農者など多様な担い手農家を育成します。

3 農地の保全と活用の促進

担い手への農地集積を図るとともに、農業生産法人の育成や農林業公社などの受委託を促進し、農地の保全に努めます。

また、農地の有効活用を図るため、耕作放棄地・遊休農地の流動化を促進します。

4 多様な農業の推進

生産性の高い農業経営を確立していくために、農産物のブランド化を促進し、品質や評価の向上に努めるとともに、新しい農産品の開発を促進します。

また、学校給食への利用拡大や地元消費に安定的に対応できる生産・販売・流通体制を確立し、地産地消を促進します。

食の安全や環境保全を意識した無農薬や有機栽培などによる環境保全型農業を促進します。

5 森林の多面的な利活用の促進

森林は、木材や林産物を供給する経済的機能に加え、地球温暖化の緩和、水源涵養、生態系の保全など公益的な機能をもっています。

林業の生産性の向上と森林の保全・活用を図るため、林道・作業道などの整備や人工林の間伐を促進し、また、自然とのふれあいやレクリエーションなど森林や里山の利活用についても取り組みます。



2 水産業の振興

現況と課題

漁業経営は、輸入の増加や食生活の変化などによる魚価の低迷、また、燃料費の高騰、漁獲量の減少により、非常に不安定なものとなっています。

また、漁業従業者の高齢化が進んでおり、担い手の育成が課題となっています。

主な施策

水産業は、沿岸地域で引き継がれてきた大切な地場産業であり、しらす、しいら、長太郎貝などの特産品を供給しています。水産施設の整備を進めるとともに、経営の近代化や多角化を支援する取組を進めます。

1 漁港の改修・整備などの推進

漁港の改修や水産施設・設備を充実するとともに、ひらめの稚魚などの放流や魚礁の設置、水産資源の生息の場の修復などによる漁

場の生産力の回復を図ります。

また、栽培漁業など水産業の振興に努めます。

2 漁業経営の近代化の推進

効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるよう、漁業者自らの取組による計画的な経営改善の仕組みを整備するとともに、漁業種類及び地域の特性を踏まえたうえで、漁業経営基盤の強化を促進します。また、漁業者の生活安定や漁村地域の振興を目的として、「県内1漁協構想」による漁協の広域合併の取組の支援を促進します。

3 観光漁業の推進

地引き網や釣り船など観光漁業を促進するとともに、マリンスポーツと関連づけた多角的な漁業経営を支援します。



3 商工業の振興

現況と課題

大型店舗への消費者の流出や経営者の高齢化により商店街に空き店舗が増えています。このことは、商業の沈滞のみならず、商店街が形成されたまちの活気や治安面にも影響を与えるため、対策を講じる必要があります。

企業誘致の推進は、地域経済を活性化させるだけでなく、地域での雇用創出の観点からも必要です。

主な施策

商工会や各地域の事業者への支援を図り、魅力ある商業地の形成と商店街の活性化を促進します。また、既存工業の育成・支援を図るとともに、企業誘致を進めます。

1 事業者の育成支援

多様化する消費者ニーズに対応した個性的で魅力ある商業地づくりを進めるため、商業経営の高度化や近代化、後継者の育成などを商工会と連携して促進します。

2 魅力ある商業地・商店街づくり

商業地の形成と商店街の活性化を図るため、地場産業や観光施設との連携により新しい魅力の創出を促進します。

3 空き店舗の活用

商店街を商業だけでなく、人が集い生活を楽しむ空間としても生かす方策を検討し、空き店舗を活用したまちのにぎわいづくりに努めます。

4 地場産品のブランド化

事業者と生産者の連携による地場産品を活用した特産品開発の支援や地域の特性を生かした付加価値の高い製品の開発、ブランド化を支援します。

5 既存工業の育成・支援

既存の工業は、企業規模の大小を問わず地域経済の活性化をもたらし、地域住民の働く場として、また、地域の産業として定着しています。引き続き、商工会や関係機関との連携を図りつつ、各企業の状況に対応した育成・支援を推進します。

また、働く場の確保・拡充は、地域での定住環境を確保していくうえで重要な施策であり、地域の農林水産資源や、広域幹線道路の整備などによる交通利便性を活かした起業化を支援します。

6 企業誘致の促進

若者の定住促進や新たな就労機会を創出するため、企業誘致条例などにより、地域の自然に融合する環境にやさしい企業の誘致を推進します。

4 観光のまちの育成

現況と課題

市内には、のいち動物公園やヤ・シィパークなど入り込み客の多い施設があります。今後こうした施設のもつ集客力を活用し、波及効果を広げることが求められています。

また、どろめ祭りや絵金祭り、手結盆踊りなど個性的な地域イベントがあります。それらの開催の際には、地域住民や地元商店街との関わりを大切にし、訪れた人たちが地域との交流を楽しめる機会を創ることが必要です。



主な施策

観光レクリエーション施設の波及効果を活用し、産業振興に関連づけた取組を進めます。また、地域の特色のあるイベントの開催において、市民参加を促進し、訪れた人とのふれあいや交流の機会を創出するとともに、地域での消費需要の拡大を図ります。

1 観光・交流の拠点づくりと市民参加

森と水の交流拠点、海の交流拠点、スポーツの交流拠点など、地域の歴史・文化資源、産業などを有効に活用して、地域の魅力をあますところなく享受できるような交流の拠点づくりを促進します。また、観光協会をはじめ各種団体との連携を密にし、どろめ祭り、絵金祭り、花火大会などの祭り・イベントにおいて一層の市民参加を促進し、新しいまちにおける観光の魅力増進を図ります。

2 地域に親しむ観光の推進

観光レクリエーション施設や史跡などを紹介するボランティアガイドの育成・支援を推進します。また、塩の道、ウォーキングトレイル、海岸部のサイクリング道などを骨格とした徒歩でも自転車でも地域の風土や歴史に触れ、魅力を満喫できる環境づくりを推進します。

3 地場産業との連携

観光事業と地場産業との連携を強化するとともに、農林水産加工品の開発やブランド化を支援するなど地場産品を観光資源として価値を高め、効果的な販売促進を図ります。

4 情報発信の促進

観光ガイドブックの発行など地域の魅力を発信する観光関係団体の活動を支援します。また、来訪者や地域の人が集まるごめん・なはり線駅などの場所を地域情報の発信拠点として定着させるとともに、地域の情報が多く集まり、多様な地域の情報が得られる場所づくりを促進します。



5 雇用促進対策

現況と課題

地域の活性化を図るだけでなく、市民がゆとりある地域生活を営むうえでは、働く場所が地域のなかにあることが望まれます。

主な施策

交通基盤や都市基盤など企業誘致の総合的な環境整備を進め、雇用の拡大を図ります。働く場の拡充と雇用情報を効果的に提供する取組を進めます。

※ U J I ターンとは

U J I ターン：U ターン、J ターン、I ターンの総称。

Uターン：地方部に居住していた人が、就職等により都市部に定住し、再び元の地方部に戻って定住すること。

Jターン：別の地方部に定住すること。

Iターン：都市部に居住していた人が、地方部に定住すること。

1 働く場の確保

農林水産業、商工業、観光など各産業の振興とともに、少子高齢化、情報社会化などの時代の流れのなかで発生する新たなビジネスチャンスや、地場製品の加工などの起業化への支援を促進し、地域内における働く場の拡充を図ります。

2 雇用情報の提供と雇用の支援

職業安定所や企業などとの連携を強化し、地域住民ならびにU J I ターン※希望者に対して効果的な雇用情報の提供を促進します。また、シルバー人材センターなどの活動を支援し、就労機会の拡大を図ります。



1 高齢者福祉の充実

現況と課題

高齢社会を迎え、高齢者がいかに健康でいきいきと過ごせるか、また、介護が必要になっても安心して暮らし続けることができるかが大きな課題となっています。

主な施策

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、健康づくりや生きがいづくり、地域包括支援センターを中心とした介護予防の充実を図ります。また、介護者の支援体制、見守り体制の整備とともに、介護サービスの充実と質の向上をめざします。

1 福祉サービスとみんなで支え合う体制の充実

通所介護、訪問介護などの介護保険サービスをはじめ、これまでの地域での支え合い支援、高齢者への声かけ、社会福祉協議会が

実施する地域福祉サービスを地域全体で促進し、きめ細かくより良いサービスの提供を推進します。

2 元気で長生き健康づくりの推進

高齢者健診の受診を促すとともに、転倒予防のための筋力の維持向上や適正な食生活の改善を図ります。また、高齢者クラブなどが行う健康づくり事業への支援を推進します。

3 生きがいづくりの充実

高齢者のいきいきとした生活を促進するため、趣味、生涯学習や生涯スポーツ、子どもたちとの交流を進めます。また、コミュニティ活動やボランティア活動を通じた高齢者の積極的な社会参加を支援するとともに、高齢者の持つ豊かな社会経験や知識、能力が生かせるようにシルバー人材センターの充実を図ります。



2 障害者福祉の充実

現況と課題

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らせるように、必要なサービスを選択できる体制を整備するとともに、生きがいをもって働ける場や活動の場を確立することが求められています。

主な施策

障がいのある人を含む全ての人々が住み慣れた地域のなかで、分け隔てなく、共に安心して暮らしていくことが正常な社会であるというノーマライゼーション理念の啓発・普及に努めるとともに、障がいのある人に対する必要な支援やサービスを充実させ、自立を支える取組を進めます。

1 生活支援の充実

障がいの特性や多様性を踏まえた「利用者本位」の生活支援を図るとともに、働きたい意欲や社会参加の希望を体现できる支援策を推進します。

2 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設や公衆トイレ、生活道路の整備にあわせて、障がいのある人が利用しやすいよう配慮し、必要な改善を推進します。

また、障がいのある人とその家族が地域のなかで安心して暮らしていけるように地域住民の意識啓発を図るため、障がいのある人と地域との接点となるさまざまな機会づくりに取り組みます。



3 子育て支援・環境の充実

現況と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに関する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、子育てに関わる環境の変化や深刻な問題が起こっています。このような状況のなか、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることが課題となっています。

主な施策

次世代育成支援行動計画をもとに、子どもが健やかに育つための環境づくりや、子育て家庭を地域ぐるみで支援する取組を進めます。

1 保育の充実

多様化する保育需要に対応するため、乳児保育、延長保育、一時保育など地域のニーズに即した保育サービスの充実を推進します。

また、認定こども園を視野に入れた幼稚園、保育所の一体的な運営方法の検討や保育・教育内容の充実を図ります。

2 子育て支援の充実

保育所で実施している地域子育て支援センター事業の充実に努めるとともに、育児サークルの育成と活動支援を行うことにより、子育てに関する負担感や不安感の解消を図ります。

3 地域ぐるみの子育て支援活動の促進

地域住民やボランティア団体などが主体となった子育て支援活動や子どもの育成活動、世代間交流を促進するとともに、学童クラブを含む子どもの健全な育成に向けた「子どもの居場所づくり」の充実を図ります。

また、各種団体と連携しながら子どもを交通事故や犯罪などの被害から守るための取組を促進します。

4 地域福祉の充実

現況と課題

すべての人が安心して暮らせるまちを実現するためには、行政による福祉サービスの提供だけでは限界があります。そのため、地域のなかに支え合い助け合う気運を醸成していくことが大切です。

しかし、農家の兼業化や市外への通勤者の増加などが起因して、地域で営み地域に密着していた農業や商業中心の生活スタイルは、家族単位で変化しています。このため、市民にとって最も身近な集落や地区のコミュニティの状況が変化してきており、地域の連帯感や協調性が希薄になっています。また、高齢者の単身世帯も増加しています。

主な施策

誰もが住み慣れた地域で、生きがいや楽しみを持って心豊かに日々を過ごせるよう、あたたかい心で支え合う地域社会づくりを推進します。

1 地域福祉計画の策定

すべての市民が健康で、安心した生活を送ることができ、介護や支援が必要となっても、住み慣れた地域で、尊厳をもって生きていくことができるよう、ともに支えあう地域社会づくりを目的とする地域福祉計画を策定します。

2 支え合いの市民意識の向上

地域において多様なボランティア活動に気軽に取り組める機会を増やし、市民一人ひとりがさまざまな形でまちづくりに参加することができるよう、支え合いの市民意識の向上を図ります。

3 地域福祉体制の強化

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の充実や民生委員・児童委員協議会の活動支援、NPOや福祉ボランティア活動の育成・活性化など、地域福祉体制の強化を推進します。

5 健康づくりの推進

現況と課題

生活スタイルや食生活が変化するなか、心疾患・脳血管疾患・ガンなどの生活習慣病が増加しています。また、糖尿病や高血圧症などが低年齢化する傾向にあり、この予防が大きな課題となっています。

単身世帯の増加や共稼ぎ世帯の増加により食事の簡便化や外食への依存傾向がみられ、栄養バランスの崩れから、生活習慣病の発症や子どもの健全な成長への影響が問題視されています。また、食品の偽装表示や残留農薬、添加物の問題など食の安全や安心に対する関心が高まっています。

主な施策

市民が心身ともに健康で暮らすことができるように保健・医療や生涯スポーツなどの連携により、病気の予防や早期発見・早期治療、体力づくりを図るとともに食育などの健康教育を推進します。また、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」との意識を持つとともに、地域において主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組むことを促します。

1 健康を支える環境づくりの充実

健康診査やガン検診などの充実を図り、病気の予防と早期発見を促進します。特に内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることに取り組みます。また、妊産婦に対する健康診査や訪問指導、乳幼児の各種健康診査など母子保健を充実します。

2 健康づくり活動の推進

健康講座や講演会を開催するなど啓発・教育を充実することによって、運動・栄養・休養のバランスのとれた健康生活に対する意識の高揚を促進します。市民の主体的な健康づくりを促進するため、地域でのウォーキングの集まりや集落公民館などで開催する体力・健康づくり活動を支援します。

3 食生活の充実と安全

市民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むように、保護者、教育・保育・医療・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者などの連携を図り食育の推進体制づくりを促進するとともに、食品の安全に関する消費者啓発や情報提供を推進します。

消防・防災の充実

P.58

消防体制の充実

東南海・南海地震など大規模災害対策

地域や家庭での防災意識の向上

防災基盤の整備

危機管理対策

交通安全対策
・防犯活動の推進

P.60

交通安全対策の推進

児童生徒などの安全確保

消費者保護対策の推進

道路の整備

P.61

広域幹線道路の整備

幹線道路・生活道路の整備

公共交通の充実

P.62

ごめん・なはり線と
市営バス路線の機能充実

公共交通の利用促進

都市景観
・住環境の整備

P.63

緑豊かな都市空間の創出

住環境の整備

市営住宅の整備

上・下水道の整備

P.64

上水道の安定供給体制の確立

下水道などの整備

土地利用対策の推進

P.65

自然的土地利用の保全

都市的土地利用の推進

情報通信
ネットワークの充実

P.67

高度情報通信網の整備

地域全体の情報社会化の推進

負の影響への対策

1 消防・防災の充実

現況と課題

今世紀前半の発生が予測されている東南海・南海地震や大雨による水害などに備えるために、地域防災体制の整備や総合的な治山治水対策、災害時の避難場所となる公共施設や学校施設の耐震機能の強化が求められています。特に、障がいのある人や高齢者など要援護者への対応が課題となっています。

また、万一の有事の際に、市民を保護するための取組が求められています。

主な施策

地震、水害、火災などから市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、さまざまな災害予防対策を講じるとともに、危機管理体制の確立を推進します。また、自主防災の組織化を進め、地域防災の向上を図ります。

1 消防体制の充実

新消防庁舎建設をはじめとし、消防屯所や消防車両並びに耐震性貯水槽の整備を含めた消防機能の充実強化を進めます。また、幅広い職種の消防団への加入促進、婦人防火クラブや自主防災組織の活動の活性化など市民の防火意識の向上を図ります。



2 東南海・南海地震など大規模災害対策

防災訓練の実施や地域防災計画(震災対策編)を策定し、危機管理体制の確立を推進します。また、災害時に避難場所としても利用される公共施設や学校施設の耐震化を図るとともに、津波発生時の避難は特に緊急を要するため、津波避難場所となる施設の整備を推進します。

また、姉妹都市など関係市町との防災応援協定により、災害の発生があった場合の応急対策や修復対策が円滑に遂行できるよう相互応援体制を整備します。



3 地域や家庭での防災意識の向上

各地域において自主防災組織の組織化や充実を図るとともに、木造住宅については耐震診断、改修助成事業の推進を図り、家具転倒防止事業など各家庭での地震対策を支援します。

第4章 | 安心安全で快適なまちづくり

また、災害時の被害拡大を抑制するには、市民による初動段階の対策や活動が重要であるため、市や自主防災組織が行う防災訓練への積極的な参加を促し、それぞれの地域の防災力の向上を図ります。また、要援護者を守り、助けることができる地域のネットワークづくりを自主防災組織を通じて促進します。



岸保全対策を関係機関に働きかけ、避難地や避難路、緊急時の輸送路の確保・整備を促進します。

また、いち早く正確な災害情報を地域住民に伝えるための防災行政無線のデジタル化を図り、周辺地域や関係機関と連携した災害発生時における水道・電気・通信などのライフラインを確保する体制づくりを推進します。

5 危機管理対策

国民保護計画に基づき、国、県、関係機関などとの連携を図りながら、有事の際に市民の生命、身体、財産を護るために、速やかに対応できる体制づくりをめざします。

4 防災基盤の整備

急傾斜地などの危険箇所の改善、土石流対策、河川改修などの治山・治水対策を推進するとともに、高波や津波、浸食対策などの海



2 交通安全対策・防犯活動の推進

現況と課題

児童生徒の交通事故に加え、近年は登下校時や学校内外において、不審者による嫌がらせなどの問題が発生しています。

また、高齢者が関係する交通事故も毎年多発しており、加えて悪徳商法の被害者となるケースも多くみられます。

主な施策

交通安全指導や啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めます。また、犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進するために、関係機関と連携しながら、地域の見守り体制を強化するなど、誰もが安心して暮らせるような体制づくりを図ります。そして、悪徳商法にかからない予防啓発や消費者保護の取組を促進します。

1 交通安全対策の推進

P T Aや地域の住民組織による交通安全指導を促進します。そして、交通安全指導員や交通安全関係団体との連携を図り、高齢者や子どもなど交通弱者の事故防止を図ります。



また、交通事故多発地域における安全施設の整備・充実を図るとともに、通勤通学・生活道を確保した道づくりを促進します。

2 児童生徒などの安全確保

タウンポリスや地域での見守り体制を充実し、登下校や学校内外での巡視を強化するとともに、地域において子どもがいつも見守られている状態をつくる取組を進め、子どもの安全確保を図ります。また、不審者情報の伝達や連絡網を整備するなど、伝達ネットワークづくりを促進します。



3 消費者保護対策の推進

悪徳商法の手口が巧妙かつ悪質なものになってきたことに伴い、消費者トラブルが増加し、深刻化しています。狙われやすい高齢者だけでなく、市民全体に対して消費者トラブルの予防啓発や、早期発見、拡大防止を図ります。

3 道路の整備

現況と課題

現在の国道55号は、東南海・南海地震での津波の影響が考えられるため、建設中の高規格道路（一般国道55号南国安芸道路）や中山間地域を結ぶ広域農道が、生活面や産業面での利便性の向上だけでなく、防災面においても重要視され、早期整備を求められています。

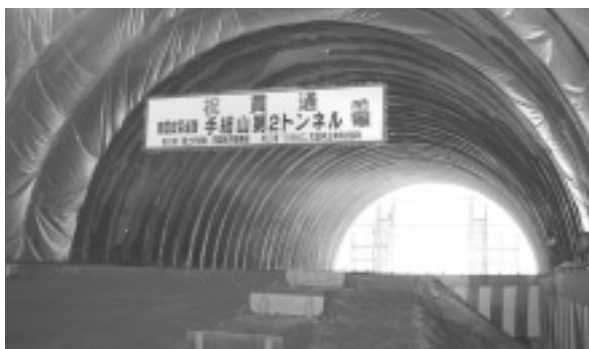
暮らしのなかで生活道路の役割は最も大きく、市民の安全を守り、利便性を確保するため、通行車両の緩和や歩行者の安全確保に配慮した改良や整備が求められています。

主な施策

市民生活の利便性や円滑な経済活動の基盤となる地域交通体系の整備は、地域活性化や防災面で欠かすことのできない要素です。そのため、国道や県道の整備を促進するとともに、市道や農道など生活道路の整備に取り組みます。

1 広域幹線道路の整備

現在の国道55号の歩道整備及び一般国道55号南国安芸道路や広域農道の早期整備を促進します。



2 幹線道路・生活道路の整備

広域幹線道路を補完し、周辺地域との円滑な連絡性を確保する幹線道路として、平野・海岸部、及びこれらの地区と中山間地域を結ぶ県道、ならびに中山間地域間を結ぶ県道などの改良・整備を促進します。また、主要市道の改良、ユニバーサルデザイン※に配慮した歩道の整備や生活道路ともなる農道・林道の改良・整備を促進します。

※ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいように配慮してデザインすること。

4 公共交通の充実

現況と課題

鉄道、バスなどの公共交通は、市民の通勤通学、買物、通院などの日常生活と深く結びついており、その充実が市民の快適な暮らしや地域の活性化にとって必要不可欠なものです。また、交通渋滞の解消、環境問題への対応及び自動車事故防止の観点からも公共交通の利用促進を図ることが必要となっています。

特に市営バスについては、5町村の合併により行政区域が拡大したことに伴い、利便性と費用対効果のバランスのとれた効率的・効果的な運行が求められています。

主な施策

土佐くろしお鉄道の利用促進や市営バスなどの公共交通の充実を図るとともに、環境に優しいまちづくりと関連づけた取組を進めます。



1 ごめん・なはり線と市営バス路線の機能充実

市民の交通利便性の向上と快適な通勤・通学環境の創出のために、土佐くろしお鉄道に対し移動需要に見合った輸送力の充実を働きかけます。

また、市営バスについては、他の公共交通機関を利用できない地域や高齢者などの交通弱者対策としての公共交通の確保とともに、新しいまちの各地域を効率良く結び、利便性の高い路線や運行ダイヤ編成を図ります。

2 公共交通の利用促進

環境にやさしいまちづくりの取組として、公共交通機関の利用促進を啓発し、交通渋滞の緩和や騒音・排気ガスの低減を図ります。



5 都市景観・住環境の整備

現況と課題

道路・学校・病院・下水道・公園などの居住機能の整備が進められている住宅密集地及び周辺部では、農地・緑地の宅地化により従来の住環境及び農地環境の変化が見受けられます。このため、自然や周辺環境に配慮した快適で暮らしやすい住環境の整備が求められています。

主な施策

豊かな海、山、川、田園に恵まれた景観資源を活用した土地利用計画や都市計画マスタープランなどを策定することにより、周辺の環境に配慮した都市景観の整備を促進し、魅力的で快適な住環境の整備・充実に取り組めます。

1 緑豊かな都市空間の創出

既存の住宅密集地や都市的土地利用が図られる地区においては、都市計画マスタープランや土地利用計画などを策定し、緑化を促進するとともに、シンボルとなる道路や河川沿いの修景や、公園や緑地の整備などによる緑豊かな都市空間の創出に取り組めます。

住宅密集地に隣接する里山や山麓部は、住宅地と一体的に緑豊かな都市景観を構成しており、緑のある景観資源として保全を図ります。

2 住環境の整備

住宅密集地において、計画的な市街化の誘導を図りつつ、道路、上・下水道などのライフラインや公園・緑地などの生活に身近な環境整備を推進し、魅力ある住宅地の形成を促進します。

また、里山や山麓部においては、防災対策、生活基盤整備などを総合的に推進し、定住環境の充実を図ります。

3 市営住宅の整備

市営住宅管理計画を策定し、新しい耐震基準に満たない住宅については順次取り壊しを行うとともに、良質な既存住宅の維持保全に努め、安心して生活できるバリアフリーなどの機能を備えた住宅整備を推進します。

6 上・下水道の整備

現況と課題

上・下水道施設とも地震対策や老朽施設の更新、また、各地域で進められてきた上・下水道事業の基本計画をもとに、各地域の実情に即した上水道施設の配水計画や下水道施設の生活排水対策を今後とも進めていくとともに、それぞれの事業の合理化や効率的な経営に向けた取組を推進していく必要があります。

主な施策

上・下水道は、市民の快適な日常生活や、産業振興のために不可欠な施設であり、市街地などにおける今後の人口増加も視野に入れて、計画的な整備に向けた取組を進めます。

1 上水道の安定供給体制の確立

人口増などによる水需要の増大も予想されることから、水源地の保全や新たな水源の確保、水道施設の耐震化、老朽施設の更新、効率的な配水システムの検討など運営基盤の強化を図り、安心して安定した水道水の供給を推進します。

2 下水道などの整備

公共用水域の水質保全、快適で衛生的な住環境を創造するために、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の整備推進、合併処理浄化槽設置の普及促進など、各事業の適性・効率的な経営を図ります。



7 土地利用対策の推進

現況と課題

豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、人口増加や新たな企業誘致を今後とも促進していくなかで、無秩序な宅地化による農地などとの混在が懸念されています。

このため、自然的土地利用と都市的土地利用の区分を明確にする土地利用に関する計画を作成するとともに、法規制についても検討する必要があります。

主な施策

自然との調和を考慮した計画的・総合的な土地利用を促進するとともに、安心・安全で暮らしやすい住環境の整備や民間開発行為の指導・誘導に取り組みます。

1 自然的土地利用の保全

○農用地の保全

農用地は、食料の供給と地域の主産業である農業を支える生産基盤であり、その保全と有効利用を図ります。耕作放棄地や遊休農地については、農地の流動化などにより有効活用を図ります。

また、企業誘致を促進するための企業用地の確保については、農業及び林業との共生を図りうる範囲で推進します。

○森林の保全

森林は、林業の基盤としての機能に加え、水資源の涵養、保健・保養・教育・学習・レクリエーション面での効用、自然環境の保全・形成、野生動物の保護など、公益的機能が総合的に維持できるように保全策の推進を図ります。

○河川の保全

河川は、古くからその周辺に暮らす人々の生活や産業を育み、自然景観の骨格としての機能とともに、多様な動植物の生息の場でもあることから、適正な流水の維持を図りながら河川環境の保全を進めます。

また、急激な宅地化が進む地域では下流域への雨水排水などの影響を検討し、必要な取組を進めます。

○海岸部の保全

住吉海岸・大手の浜・塩谷海岸など、変化に富む海岸部は地域を代表する自然景観でもあることから、適正な土地利用規制を検討するなど、保全と活用を進めます。

2 都市的土地利用の推進

○商業・業務地の形成

のいち駅周辺及び既存商店街については、にぎわいのある新しいまちの商業・業務地としての整備・誘導により活性化を図ります。

のいち駅周辺は新しいまち全体の生活の中心ともなることから、行政・文化機能なども含めた都市機能の集積を図ります。

○快適な住宅地の形成

秩序ある住宅地への開発を誘導及び指導し、都市基盤の整った良好な住宅地の形成を推進します。

○未利用地などの有効活用

国道55号沿線の墓地跡地などの未利用地については、市民の意見を聞きながら、適正な土地利用を図ります。



8 情報通信ネットワークの充実

現況と課題

情報通信ネットワークの充実は、これからの時代の中で、日常生活の利便性の向上や行政情報の提供はもとより、災害時の迅速な情報伝達などさまざまな場面において必要不可欠なものとなっています。

また、インターネットの発達によって誰でもが、簡単にあらゆる情報に触れることができるようになった反面、公序良俗に反したり、犯罪につながるような情報の氾濫やセキュリティの問題などの負の影響に対する懸念も生じています。

主な施策

香南ケーブルテレビの光ファイバー化など、高度情報化の時代に対応したインフラ整備と地域全体の情報社会化を図る取組を推進します。

1 高度情報通信網の整備

香南ケーブルテレビの有効活用を図り、ま

ち全体で情報を共有できる情報通信網の構築を促進します。

また、高知県で進められている高知県新情報ハイウェイを活用し、多様な公共サービスが受けられる通信環境の実現を促進します。

2 地域全体の情報社会化の推進

情報サービスの地域格差の是正、行政事務の電子化や香南ケーブルテレビなどの積極的な活用とともに、IT講習の実施、公共施設でのパソコンの開放などを進め、いつでも、だれでも、ニーズに即した情報提供を受けられるまちづくりや、情報を活用できる人づくりを促進します。

3 負の影響への対策

価値観やモラルが形成される大切な時期の子どもたちへの悪影響を防ぐため、小中学校において情報モラルに関する認識及び指導の充実を図ります。

また、個人情報保護や情報セキュリティ対策を推進します。



第5章 | 豊かな心を育むひとづくり

生きる力を育む就学前・学校教育の充実

P.69

生きる力を育む教育の推進

豊かな人間性を育む教育の推進

安心して学べる教育環境の整備充実

青少年健全育成の推進

P.71

安全な地域づくりと子どもの健全育成に向けた地域教育力の向上

たくましい子どもを育成する体験活動の推進

子どもの心を育てる道徳・倫理の教育の推進

生涯学習の充実

P.72

生涯学習推進体制の整備充実

生涯を通じた学習機会の提供

地域社会に生かせる学習活動の促進

生涯学習社会を支える高度情報化の推進

生涯スポーツの充実

P.73

活力のあるスポーツの振興

生きがいと健康づくり

歴史・文化資源の継承と地域文化の育成

P.74

歴史・文化資源の保護と活用

地域文化の育成・支援

人権尊重のまちづくりの推進

P.75

「人権教育・啓発推進施策」の策定

人権教育・啓発の推進

職員などに対する研修への取組

子どもの進路保障への取組

男女共同参画社会への体制づくり

P.76

男女平等の意識啓発

男女共同参画社会の体制づくり

1 生きる力を育む就学前・学校教育の充実

現況と課題

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、引きこもり、いじめや基礎学力の低下の問題、子どもの安全確保など、さまざまな課題や問題が生じており、適切な対応が求められています。また、家庭や地域での教育力が低下しており、子どもたちの「生きる力」を育む教育が求められています。

主な施策

地域の次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むことを目標に、保育所・幼稚園・学校・家庭・地域が一体となった組織的、総合的な教育施策の展開を図ります。そのため、就学前・学校教育の充実を図り、人間形成の基礎を築く幼児期から、一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな心と生きる力を育む教育、命の大切さを実感させる教育を促進します。

また、すべての子どもたちの基礎学力の確実な定着と学力向上に向け、自ら学び、考える力を育成する教育を推進します。小・中学校の学習環境の整備充実に努め、生涯学習活動、芸術文化活動と学校教育の連携により「文教のまち」をめざす取組を進めます。

1 生きる力を育む教育の推進

○子ども一人ひとりのよさを生かし、可能性を引き出す教育

指導方法や指導体制の工夫・改善と個に応じた指導の充実を図ることにより、子ども一

人ひとりのよさを生かし、可能性を引き出すことで、基礎学力の確実な定着と学力向上に向け、自ら学び、自ら考える力を育成する教育を推進します。

○豊かな心と生きる力を育む教育

学校・家庭・地域社会が一体となって、それぞれの機能や役割を発揮しながら、さまざまな課題解決に向け、人や物との出会いや体験活動の機会を多く持つことなどにより、豊かな心と生きる力を育む教育を推進します。

○社会の変化に対応し、たくましく生きる力を育む教育

環境にやさしい循環型社会、国際化社会、高度情報化社会などの新しい社会に対応した教育を推進します。

○一人ひとりが輝く特別支援教育

障がいや軽度発達障がいのある児童生徒の能力や可能性を十分に伸ばすために、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの障がいの種別・程度などに応じた、きめ細かな教育を推進します。

○教育相談・支援体制の充実

さまざまな要因で悩みを抱える子どもや保護者、教職員への教育相談やカウンセリングなど、支援の充実を図るとともに、香南市教育支援センター（森田村塾）を中心に子どもの居場所づくりを進め、不登校傾向あるいは不登校の子どもや保護者への支援体制の充実に努めます。

2 豊かな人間性を育む教育の推進

○人間形成の基礎を培う就学前教育

保育所・幼稚園は、就学前教育の根幹を成す重要な場であるため、保護者と連携し、幼児期から豊かな人間性を身につける教育活動を推進するとともに、教育環境の整備充実に努めます。

○健やかな心と体を育てる食育・健康教育

生涯にわたって健康でいきいきとした生活をおくるために、就学前から望ましい生活習慣や食を通じた豊かな人間性を育む教育を推進します。

○地域文化の継承と学習

農村漁村に伝わる伝説・昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの伝承文化を地域の高齢者や保護者などから学習し、児童生徒に継承していく教育を推進します。

○教職員の資質・指導力の向上

教育課題解決の力を身につけるために、校内研修を充実し、県教育委員会などの研修を積極的に活用することで、教科などの専門的知識を深めるとともに、広く豊かな教養を高め、教職員の資質・指導力の向上に努めます。

○子どもの安全確保と保育所・幼稚園・学校の安全管理

児童生徒の事件や事故を未然に防止するための教育を推進するとともに、自然災害や事件、事故の発生時には、迅速かつ適切な対応ができる危機管理体制の整備充実に図り、園児や児童生徒の安全確保に努めます。

3 安心して学べる教育環境の整備充実

○教育施設・設備の整備

子どもたちが伸び伸びと安心して学び、効果的な教育を進めるため、老朽化や耐震補強されていない校舎などの改修・改築や教材の整備について計画的に推進します。

○信頼され期待される学校づくり

各学校が主体的に、創意工夫した教育活動を展開し、それを地域に開くことにより、地域や保護者から信頼される魅力ある学校づくりを推進します。

2 青少年健全育成の推進

現況と課題

青少年による犯罪や社会的弱者に対する事件の増加、児童虐待や学校でのいじめ、不登校などが近年大きな問題になっています。このことは、家庭や地域社会が担ってきた子どものしつけや基本的な生活習慣の体得、地域で子どもを守り育てる環境など、家庭や地域での教育力が低下したことが原因であると指摘されています。

主な施策

豊かな心を持ったたくましい子どもを育成していくために、子どもたちの成長する過程において、体験活動や自然体験を通じて道徳観や正義感を体得させる取組を進めます。

1 安全な地域づくりと子どもの健全育成に向けた地域教育力の向上

地域や家庭の教育力の向上を図り、子どもたちが、地域や家庭の豊かな愛情のなかで安心して成長できる安全な地域環境の整備充実を促進します。

2 たくましい子どもを育成する体験活動の推進

地域社会と連携しながら、子どもたちに多種多様な体験活動などの機会の提供や学習の場の確保に努めるとともに、青少年健全育成に関わる団体やボランティアの活動を支援します。

3 子どもの心を育てる道徳・倫理の教育の推進

保護者の教育への関心を促すなど家庭がしつけの主役となり、学校が適切な指導を行い、地域が子どもの成長を見守る体制づくりを図ります。

また、道徳・倫理教育の重要性を再認識し、児童生徒にモラルの基本を身につける教育に取り組むとともに、異年齢児との交流や職業体験、社会奉仕などを通じて、子どもたちに豊かな人間性を育む教育活動を推進します。



3 生涯学習の充実

現況と課題

生涯学習は、自らの人生をより良いものに、また充実したものにしていくために、生涯にわたり行われる自己実現、社会参加の場です。心の豊かさや生きがいとなる生涯学習や芸術文化・創作活動などへの意欲は多様化しており、総合的な支援体制が求められています。

主な施策

市民一人ひとりが地域の自然や歴史、文化に親しみながら生涯にわたり学び続けることを通じて、生きる喜びが実感できる生涯学習社会の構築を図ります。

1 生涯学習推進体制の整備充実

市民の自発的な学習活動を支援する生涯学習団体や指導者の育成を図ります。

また、生涯学習拠点となる公民館や図書館などの整備充実をはじめ、生涯学習推進体制の確立に努めます。

2 生涯を通じた学習機会の提供

多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えることができる生涯学習プログラムを開発するとともに、家庭・地域だけでは実現できない高度な学習機会を設けるなど、あらゆる分野にわたる学習情報を提供し、学習意欲の向上に努めます。

3 地域社会に生かせる学習活動の促進

生涯学習の拠点である公民館などにおいて地域の特性を生かした学習活動の促進や、主体的に学習活動ができる環境づくりを図ります。

また、学習を通じて得た知識や経験を自己実現や社会参加に結びつけることができる仕組みづくりとして、学習成果の発表の場の拡充や社会還元に努めます。

4 生涯学習社会を支える高度情報化の推進

子どもから高齢者まで誰もがインターネットなどの高度情報通信ネットワークを容易に利用できる環境整備を促進し、情報通信技術を活用できる人材の育成や、情報通信技術を活用した学習の促進に努めます。

4 生涯スポーツの充実

現況と課題

スポーツと健康づくりは、豊かで活力に満ちた社会の形成や、一人ひとりの心身の健全な発達に不可欠なものであり、生涯学習社会に適応したスポーツの振興と健康の増進に向けた取組が求められます。

主な施策

スポーツと健康は不可分の関係にあることから、学校や地域と連携を図りながら、健やかな心と体を育む生涯スポーツの振興を図ります。

1 活力のあるスポーツの振興

各種スポーツの普及と競技力の向上を図るため、学校や地域と連携を図りながら、スポーツ教室の開催やスポーツ指導者の養成と人材の確保に努めます。また、スポーツ少年団や体育協会などの活動を支援します。

2 生きがいと健康づくり

年齢やそれぞれの条件に応じた生涯スポーツ・レクリエーションの普及に取り組み、生きがいづくり・健康づくりを推進します。また、総合型地域スポーツクラブなどの結成や育成を図り、市民の自主的・自発的なクラブ活動を支援します。



5 歴史・文化資源の継承と地域文化の育成

現況と課題

先人たちが培ってきた歴史・文化は、地域に現在まで脈々と生き続けており、多数の埋蔵文化財や有形・無形文化財、史跡、天然記念物などが存在しています。文化財保護活動は、それらを調査・研究するとともに広く周知を図り、後世へ文化的財産として継承していくことが求められています。

主な施策

地域に伝承されている有形・無形の文化財の継承を図るとともに、調査・研究し、歴史的・文化的価値を発見・発掘・保護することを促進します。その活用方法を積極的に検討し、地域に根ざした文化の振興を促進します。また、広く生涯学習活動や学校教育活動に役立てるため、さまざまな文化的財産の活用を図ります。

1 歴史・文化資源の保護と活用

安岡家住宅、天神の大杉、手結盆踊り、宝鏡寺（香宗我部菩提寺）跡などの指定文化財はもとより、指定されていない文化財や民具などについても調査を実施し、歴史・文化資源を保護・継承していく諸施策を推進します。

また、これらの歴史・文化資源を、広く周知させるため、交流の場や学ぶ機会の充実を図ります。

2 地域文化の育成・支援

多様な地域文化とふれあい、継承して、地域の歴史と文化についての知識と経験を養う文化財活動を支援します。伝統文化を継承・研究する地域住民や団体の育成に努めます。



6 人権尊重のまちづくりの推進

現況と課題

人権は、すべての人に保障されなければなりません。女性であるか男性であるか、どこ出身であるか、障がいを持っているかなどは全く関係がありません。同和問題、セクハラ、いじめ、虐待、高齢者への厄介者扱いや暴力、障がいのある人に対して、障がいそのものを見下したり、のけ者扱いするなど、私たちの社会では未だに人権が保障されているとはいえないのが現状です。人権尊重のまちづくりには、全ての市民の人権意識を高めることが重要です。

主な施策

あらゆる差別の解消にむけて、平和ですべての人権が尊重される社会づくり、多文化共生の社会づくりをめざした啓発を図り、人権思想の普及のため、全ての市民が思いやりとやさしさを持って暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組みます。

1 「人権教育・啓発推進施策」の策定

人権に関わる現状と課題を明らかにし、人権教育や啓発活動の施策の基本方針をそれぞれの人権問題ごとに定める「人権教育・啓発推進施策」の策定に取り組み、すべての市民がさまざまな人権問題の解決を自主的に考える意識の高揚を図ります。

2 人権教育・啓発の推進

市民に人権尊重の理念を広めるために、市民・関係団体・行政が一体となって家庭・学校・職場・地域社会などの場を通して、多様な学習機会の提供や効果的な手法などを用いてあらゆる差別の解消に向けた教育・啓発活動を推進します。

3 職員などに対する研修への取組

高い人権意識を持って職務に従事することが求められる市職員・教職員・福祉関係者などは、職務や家庭・地域での生活を通して、人権問題の解決に向けた指導的役割を担うことができるようにするため、人権に関する研修に計画的・系統的に取り組めます。

4 子どもの進路保障への取組

生活をしていくために働くことは、必要不可欠なことであり、進学や就職における差別の解消と自らの力で進路を切り拓き、たくましく生きる力を持った人づくりに学校や地域と連携を図りながら、取り組みます。

7 男女共同参画社会への体制づくり

現況と課題

多くの家庭で、女性が仕事のほかに家事や育児、介護の主体的な担い手となっており、時間的にも精神的にも余裕のない生活実態がうかがえます。仕事と家庭や社会活動の両立は、女性にとって大きな負担となっています。

すべての男女が、性別に関わらず社会の対等な構成員として、責任も利益も分かち合いながら、自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、社会の慣習や経済活動においては未だに、性別による役割分担の意識や、就労機会や条件の格差が根深く残っているのが現状です。

主な施策

「男女共同参画プラン」の策定に向け、さまざまな男女共同参画の現状と課題の把握に努め、取り組むべき施策・事業を明らかにします。

そして、子育てや介護における男女の共同参画を促すとともに、男女の平等の意識をもたせる取組や、女性の働く機会や職場での待遇などの環境の改善を図り、また、あわせて地域における共働き世帯などの支援に取り組めます。

1 男女平等の意識啓発

家庭や職場などで、女性と男性が性別にとられず、お互いに協力し合い、助け合う意識づくりを促進します。また、これまでの社会の仕組みを支えてきた男女の固定的な役割分担や、「らしさ」など、女性と男性の差別を当然化したり助長している状況を見直すために、学校教育・社会教育活動などを通して、意識啓発を促進します。

2 男女共同参画社会の体制づくり

女性の人権を尊重し、社会的地位や就業環境の向上、ならびにさまざまな社会参画などを支援するため、女性の育児、介護、就労や家庭内暴力などの多岐に渡る相談に対応できる体制を早急に充実します。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくなかで、行政の各種審議会などへの女性の登用を積極的に推進し、市政への参画を図ります。

にぎやかに交流する
まちづくり

P.78

伝統行事・イベントの活性化

まちのにぎわいの誘発

コミュニケーション
の機会づくり

P.79

「習わし」の再生と継承

伝承文化の活用

地域間交流
・国際交流の推進

P.80

地域間や世代間の交流の推進

異業種間交流と若者の出会いの場づくり

姉妹都市交流の促進

国際交流の推進

1 にぎやかに交流するまちづくり

現況と課題

どろめ祭りや絵金祭り、手結盆踊りなどの伝統行事、商店街でのちんどんコンクールや冬の夏祭りのようなイベントは、地域の個性として全国に発信されており、地域外や県外からの来訪者も多く、地域の活性化やにぎわいをもたらしています。

主な施策

地域で育まれてきた伝統行事やイベントの継承は、郷土意識を保持していくうえでも重要なことであり、継承者を育成するとともに、同時に地域製品の普及宣伝を図り、観光事業として発展させます。

また、地域に暮らし、集まり、交流する人の想いや行動実態にもっと目を向け、市民の主体的で創造的な活動を自然に誘発していくため、商店街や地域のなかで人と人が出会い、地域内のつながりを深め、また地域外との交流を図る取組を支援します。

1 伝統行事・イベントの活性化

各地域で継承され育まれてきた祭りや特色あるイベントを、新しいまちの財産として継承していくため、開催団体の支援やPR活動を推進します。

また、訪れた人とのふれあいや交流の機会を創出するとともに、地域での消費需要の拡大を図ります。



2 まちのにぎわいの誘発

赤岡の冬の夏祭りなどのように、人が人を呼び地域住民とそこを訪れた人たちとの交流から新たな地域の文化と個性を創造する取組を支援します。

まちのにぎわいにつながる市民の主体的で創造的な活動を自然に誘発していくため、多様な市民の交流を促進し、人と人とが会う機会づくりに努めます。



2 コミュニケーションの機会づくり

現況と課題

現在では、生活スタイルや価値観において個人主義的な傾向が強くなってきており、集落を共同体として考える意識が薄くなっています。

このことから、集落の神社のお祭りや習わしが廃れてきています。また、地域の伝承文化や伝承芸能においても、過疎化や高齢化により継承者が固定化し、減少の傾向にあります。

主な施策

集落に残る共同体としての習慣・風俗を再認識するとともに、集落や地域のなかでのコミュニケーションの機会を創出している習わしの再生と継承により、地域のつながりを強化します。

また、地域に伝わる伝承文化を広く生涯学習活動などに活用しながら、世代間の交流の機会を増やし、地域のつながりを深める取組を支援します。

1 「習わし」の再生と継承

地域や集落のなかに残る生活習慣や風俗の意味と内容を子ども達に伝えるとともに、この習わしを再生し、継承する取組を支援することで、暮らしのなかに日常的な隣近所や身近な地域とのコミュニケーションの機会を増やします。

2 伝承文化の活用

地域に伝わる伝説・昔話、年中行事、民俗芸能、郷土料理などの伝承文化を子ども会活動や生涯学習活動のなかで活用する取組を支援し、地域での世代間交流の機会を創出します。また、伝承文化の担い手となる人材育成を図るとともに、発表の場を提供するなど、伝承文化を通じたさまざまな交流の機会をつくれます。



3 地域間交流・国際交流の推進

現況と課題

各地域の個性を大切にしつつ、香南市としての連帯感を高めるために、地域間交流や地域を越えた世代間交流・多文化交流を促進する必要があります。

主な施策

地域間や世代間の交流を推進し、新しいまちの一体化と良好な地域コミュニティの形成を図ります。また、児童生徒の国際的な視野を広め、国際感覚の醸成を促進します。

1 地域間や世代間の交流の推進

生涯学習や生涯スポーツの場を活用し、地域間の交流や幅広い世代の相互交流を推進します。

2 異業種間交流と若者の出会いの場づくり

農業者や漁業者、個人商店の経営者、学生など、さまざまな職種の異業種間交流を支援

し、職業能力の開発や情報収集を促進するとともに、若者の結婚に結びつくような出会いの場の創出を図ります。

3 姉妹都市交流の促進

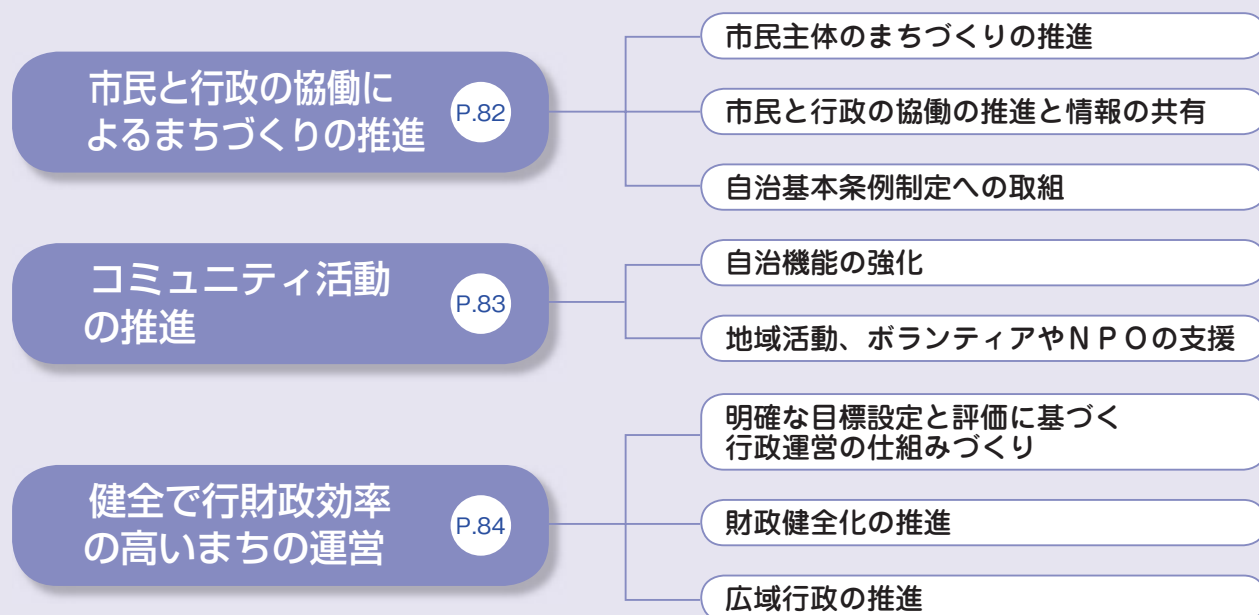
姉妹都市提携をしている沖縄県八重瀬町との児童生徒の教育交流や地場産品の普及などを図る産業交流を促進します。また、産業や文化などさまざまな分野の民間交流を促進し、交流をさらに深める活動を支援します。

4 国際交流の推進

学校教育をはじめ生涯学習の場を活用し、国際交流員・外国語指導助手などによる外国語教育を推進します。また、児童生徒における海外での友好親善交流事業を支援し、国際感覚をもつ人材育成を図ります。



第7章 | 自律した協働のまちづくり



1 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

現況と課題

地方分権の推進により、地方自治体は自己決定・自己責任の原則にのっとり、簡素で効率的な行政運営に取り組み、地域特性に応じたまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、市民の要望や地域の実状を適切に施策に反映していくことが求められますが、従来の行政主導のまちづくりでは限界があり、「市民主導、行政支援」によるまちづくりへの転換が求められています。

主な施策

市政におけるあらゆる場面において市民の意見を反映させる参加機会を創出するとともに、市民主体のまちづくりを市民と行政との協働により進めます。

1 市民主体のまちづくりの推進

まちづくりに対する市民意識の向上を目的とした学習機会を提供するなど、まちづくりに関わる人材の育成を図り、市民・地域の知恵と力を活かした市民主体のまちづくりを推進します。また、まちづくりの主導的役割を担う多様なボランティア団体やNPOなどの育成・支援を図ります。

2 市民と行政の協働の推進と情報の共有

まちづくりにおいて、市民と行政が一緒に考え取り組むため、以下の体制づくりを推進します。

- 行政の施策事業について、地域審議会や各種委員会・団体の意見聴取
- 行政と地域で活動する団体などとの共同での事業実施
- 行政の所管に係る事業を、専門知識や経験の豊富な地域で活躍する団体などへの委託
- 地域の活動団体などが実施する先進的な公益的事業についての支援

また、情報公開を推進するとともに、市民との情報共有を図り、審議会などへの委員の公募や公聴会、市民アンケート、各地域での市政懇談会開催など、市民と行政のコミュニケーションを図ります。

3 自治基本条例制定への取組

自治基本条例は、市民自治の基本理念や自治体経営の基本原則を盛り込み、市民による主体的なまちづくりのための考え方などを定めるものです。

この条例の制定に向けた取組を、市民参画により推進します。

② コミュニティ活動の推進

現況と課題

農家の兼業化と市外への通勤者の増加、核家族化、転入者の増加など、市民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化し、地域の連帯感や協調性が希薄になりつつあります。こうしたなかで、安心安全で住みよい地域、心の通い合った地域づくりが求められています。

主な施策

町内会や自治組織をはじめとする地域単位でのコミュニティ意識の醸成とコミュニティ活動への参加を促進し、自治機能の強化を図ります。

また、生涯学習活動などにより子どもの育成、高齢者・障がいのある人の生活支援、防災・防犯対策、環境美化、健康づくりなど多様化する地域の生活課題に対して、地域で支え合うことができる取組を進めます。

1 自治機能の強化

地域に暮らす生活者それぞれがお互いに支え合い、助け合う地域社会の実現に向けた自治意識やボランティア精神の高揚を図ります。

市民自治活動の基本は、町内会活動にありますが、その規模や活動形態はさまざまです。それぞれの町内会機能を残しながら、市民自治を目的とした自治組織への変革を進め

ます。また、町内会と地域の団体や組織が連携して、地域の課題に取り組むことができる地区組織づくりを進めます。

2 地域活動、ボランティアやNPOの支援

子どもの健全育成や高齢者・障がいのある人の生活支援、防災・防犯対策、環境美化、健康づくりなど多様化する地域の生活課題に密着した活動を行う地域やボランティアの支援を促進します。



3 健全で行政効率の高いまちの運営

現況と課題

多様化・複雑化する市民の行政に対するニーズと、厳しい財政事情とのバランスを取りながら、効率的で安定的な行政運営が求められています。

主な施策

限られた財源をより効果的に執行し、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、中長期的な見通しを立て、事業の重点化を図りながら、諸施策を推進します。

行政改革の着実な推進、職員の資質向上を図るとともに、生活者の視点に立った行政運営の実現をめざします。

1 明確な目標設定と評価に基づく行政運営の仕組みづくり

市民や地域との協働を推進しつつ、全体として市民サービスの維持向上を図り、納税者である市民の満足度を高めるため、行政の使命と達成すべき目標を明確にし、その達成状況を的確に評価する仕組みである行政評価制度の導入を図り、施策や事務事業の評価・見直しを踏まえて、適正な行政運営を行います。

また、行政に経営の改革手法を導入するとともに、職員の意識改革に取り組みます。

2 財政健全化の推進

管理部門などの合理化、一部の行政事務の外部委託、事務処理の電子化なども含めて経常経費の削減を図るとともに、中長期の財政計画を策定して財政の健全化、効果的な事業投資などによる効率的な行政運営を推進します。

3 広域行政の推進

ごみ・し尿・福祉など一部事務組合、広域連合や広域市町村圏などにおいて運営している広域行政については、関係市町村などとの調整を行い、効果的・効率的に業務の維持・継続を図ります。

また、道路整備、消防・防災対策、自然環境の保全、観光振興などについては、今後とも高知県や近隣市町村などとの連携強化を図り、広域的な対応策を検討して諸施策を推進します。

参

考

資

料

諮問文・答申文

諮問文

18 香南企第 52 号
平成 18 年 7 月 18 日

香南市振興計画審議会会長 様

香南市長 仙頭 義寛

第 1 次香南市振興計画の策定について（諮問）

香南市振興計画審議会条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 25 条）第 2 条の規定に基づき、次の趣旨により第 1 次香南市振興計画（基本構想・基本計画）を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は平成 19 年 2 月末までをお願いします。

（趣旨）

香南市の目指すべきまちの将来像を「美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち」とした香南 5 町村まちづくり計画は、合併後 10 年を目標年次に設定して策定されたものです。

このたび、地方自治法の規定により、第 1 次の香南市振興計画の策定を行うにあたっては、この香南 5 町村まちづくり計画の内容とその根拠となっている市民の意向を基本にするとともに香南市に必要な政策を明確にし、厳しい財政状況をふまえて策定する必要があります。

答申文

平成 19 年 2 月 27 日

香南市長 仙頭 義寛 様

香南市振興計画審議会
会 長 野崎 昌男

第 1 次香南市振興計画の策定について（答申）

平成 18 年 7 月 18 日付け 18 香南企第 52 号で諮問のありました第 1 次香南市振興計画（基本構想・基本計画）について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に配慮されるよう要請します。

1. 本計画の趣旨や内容を市民に公表するとともに、広く市民の理解と協力を求めること。
2. 市民との情報共有を図り市民の市政への参画を求めながら適切な施策の推進体制を整えること、行財政改革を進め堅実な市政運営を行うことなど、時代変化に即応して計画の効果的な実現に向けた適切な対応を行うこと。
3. 計画の進行状況や成果を明らかにし、的確な施策評価などを実施して、計画の適切な進行管理を図ること。

記

別冊

第 1 次香南市振興計画 基本構想（案）

第 1 次香南市振興計画 基本計画（案）

策定体制・策定経緯

策定体制

構 成 区 分	氏 名	備 考
市議会議員（6名）	猪原 陸	
	竹村 暢文	
	中元 源一	
	西内 俊夫	
	野崎 昌男	会 長
	林 道夫	
市教育委員会委員（1名）	清藤 好弘	
市農業委員会委員（1名）	安岡 洋光	
公共的団体の役員 又は職員（4名）	志磨村 公夫	
	西村 正	
	本田 正幸	
	山本 学	
識見を有する者（8名）	大久保 米太	
	大庭 正豊	
	刈谷 浩明	
	野島 ひとみ	
	東川 矩子	
	宮崎 啓子	
	柳本 慰衣	副会長
	横矢 佐代	

（50音順・敬称略）

策定経緯

年	月	内 容
18	7	第1回審議会 ・ 諮問 ・ 基本構想案の審議
	9	第2回審議会 ・ 基本構想案の審議
	10	第3回審議会 ・ 基本構想案の審議
	11	第4回審議会 ・ 基本構想案の審議
	12	第5回審議会 ・ 中間報告（基本構想案）審議
		基本構想案公表
		基本構想案に対する市民からの意見募集
19	1	第6回審議会 ・ 基本計画案の審議
	2	第7回審議会 ・ 基本計画案の審議
		第8回審議会 ・ 第1次香南市振興計画答申案の審議
		答申
	3	第1次香南市振興計画案を各地域審議会にて説明
		議会議決

あしがき

第1次振興計画は、香南市が新市建設のマスタープランとしてきた「香南5町村まちづくり計画」を基本としながら、香南市振興計画審議会において協議を重ねて、策定されたものです。

本計画では、香南市の将来像を「美しい水と緑と風に包まれ 元気で豊かに光るまち」と定め、それぞれ合併前の各町村の特色や地域性を活かすとともに、新しい市として均衡のとれた一層の発展をめざしています。また、市民一人ひとりが安全で安心して地域で住み続けていくことができるように、必要となる施策と事業推進の方向を定めました。

これらを長期的な展望のもとに、効果的・効率的に推進するための基本的な方針は、第7章の「自律した協働のまちづくり」に記述しましたが、地方分権の取組が進みつつある中で、地方自治体の財政が危機的な状況にあ

ることは、香南市においても例外ではありません。今後の地方交付税制度の動向しだいでは、現在よりもさらに厳しい財政状況になることが予想されます。

市民のみなさんには財政の厳しさに対する理解をお願いしながら、確実に行財政改革を推進し、多様化・複雑化する市民ニーズに応えていかなければなりません。

また、同時に地域のさまざまな課題に対して、地域の自治機能を強化することや、市民や地域と行政との協働の推進により、地域での解決力を高めていく必要があります。

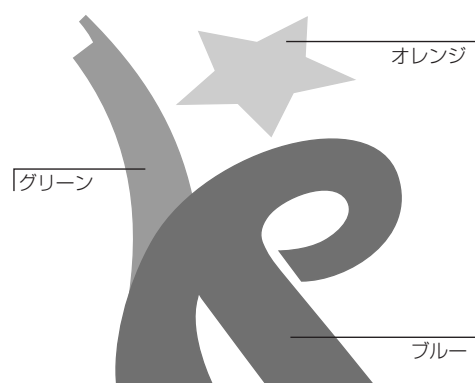
新しいまち、香南市のまちづくりの主題は、「自律」です。

市民や地域、そして行政を含む市全体の「自律」を具体化し、市民一人ひとりが、日々の暮らしのなかに幸せを実感できるまちづくりを推進します。

市章

香南市の頭文字「K」をモチーフにして、市民が元気はつらつと躍動する姿を、「オレンジの星」は旧5町村の調和と希望を表しています。

「ブルー」は青い海と物部川の清流を、「グリーン」は山や里の豊かな自然をイメージし、美しい水と緑と風に包まれ元気で豊かに光るまち「香南市」の実現を表現しています。





香南市企画課

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706
TEL:0887-57-8503 FAX:0887-56-0576
E-mail : kikaku@city.kochi-konan.lg.jp